

# SMBC日興証券株式会社

お客様各位

## 無登録格付に関する説明書

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等をお客様に告げなければならないこととされております。

つきましては、格付会社(ムーディーズ・インベスタートーズ・サービス・インク、S&P グローバル・レーティング、フィッチ・レーティングス)の「無登録格付に関する説明書」を下記の通りお知らせ致します。

### 記

#### **〈無登録格付に関する説明書(ムーディーズ・インベスタートーズ・サービス・インク)〉**

##### **登録の意義について**

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付けとの禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなります。無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

##### **格付会社グループの呼称等について**

格付会社グループの呼称：ムーディーズ・インベスタートーズ・サービス・インク

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：ムーディーズ・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第2号)

##### **信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について**

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムーディーズ日本語ホームページ([https://www.moodys.com/pages/default\\_ja.aspx](https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx)))の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ)にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載しております。

##### **信用格付の前提、意義及び限界について**

ムーディーズ・インベスタートーズ・サービス・インク(以下、「ムーディーズ」という。)の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っていません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

この情報は、平成28年5月13日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

# 〈無登録格付に関する説明書(S&P グローバル・レーティング)〉

## 登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

## 格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：S&P グローバル・レーティング

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第5号）

## 信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ (<http://www.standardandpoors.co.jp>) の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」(<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>) に掲載されております。

## 信用格付の前提、意義及び限界について

S&P グローバル・レーティングの信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものではありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものではなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものではありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

S&P グローバル・レーティングは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報をを利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、S&P グローバル・レーティングは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デュー・デリジュエンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

この情報は、平成29年3月7日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

# 〈無登録格付に関する説明書(フィッチ・レーティングス)〉

## 登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

## 格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：フィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」と称します。）

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第7号）

## 信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ (<https://www.fitchratings.co.jp/web/>) の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。

## 信用格付の前提、意義及び限界について

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明については、フィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。

この情報は、平成28年5月13日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記フィッチのホームページをご覧ください。

2018年1月

債券売出届出目論見書



## ノルウェー地方金融公社

ノルウェー地方金融公社 2019年1月30日満期  
満期円償還特約付 円/米ドル デュアル債券

— 売出人 —

S M B C 日興証券株式会社

本債券売出届出目論見書（以下「本書」といいます。）により行うノルウェー地方金融公社 2019年1月30日満期 満期円償還特約付 円/米ドル デュアル債券（以下「本債券」といいます。）の売出しにつきましては、発行者は、金融商品取引法第5条および第27条の規定に基づき有価証券届出書を平成30年1月9日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じております。したがって、売出要項その他本書の記載内容については今後訂正が行われることがあります。

本債券の元金は償還期限において米ドルで支払われることがありますので、日本円・米ドル間の外国為替相場の変動により影響を受けることがあります。

## リスク要因およびその他の留意点

本債券への投資は、下記に要約された為替リスクおよび信用リスク等の一定のリスクを伴う（ただし、下記の記載は本債券に含まれるすべてのリスクを網羅したものではない。）。本債券への投資を検討される方は、為替リスク等に関する事項ならびに通貨および金利オプションに関する金融商品についての知識または経験を有するべきである。投資を検討される方は、本債券のリスクを理解し、自己の個別的な財務状況、本書に記載される情報および本債券に関する情報に照らし、本債券が投資に相応しいか否かを自己のアドバイザーと慎重に検討された後に、投資判断を下すべきである。

下記に記載するもしくはその他の1つまたは複数の要因の変化によって、投資家の受け取る本債券の償還額または売却時の手取金は、投資元本金額を下回る可能性がある。

### 本債券につき支払われる金額

本債券の元本は米ドルにより支払われることがある（下記「第一部 証券情報 第2 売出債券に関する基本事項 3 償還の方法 (1) 最終償還」を参照のこと）。かかる元本の支払額の日本円相当額は、償還時に有効な円・米ドル間の為替レートにより異なる。そのため、日本円により投資を行った者は、本債券に対する日本円による投資額を全額回収することができない場合がある。したがって、円・米ドル間の為替レートなど外国為替相場の変動に関連したリスクを理解し、かつかかるリスクに耐えることができ、さらにかかる変動が本債券の価値にどのような影響を及ぼしうるかを理解する投資家に限り、本債券の購入を検討すべきである。

公共メディアにおいて公表されている為替レートと全世界的な外国為替市場において取引が行われる為替レートとは異なることがあり、したがって、為替相場が下記「第一部 証券情報 第2 売出債券に関する基本事項 3 償還の方法 (1) 最終償還」に示される水準に達したと公共メディアが報じた場合でも、米ドル償還事由（下記「第一部 証券情報 第2 売出債券に関する基本事項 3 償還の方法 (1) 最終償還」に定義される。）が生じたとは限らず、またかかる報道がなくても米ドル償還事由が生じる場合がある。

### 円・米ドル為替レートの変動により影響を受けるリスク

円・米ドル間の為替レートは、外国為替市場の需給関係によって決定される。この需給関係は現在・将来の国際収支その他経済・金融情勢、政治情勢、政府の市場介入、投機その他の要因によって影響を受ける。これらの要因が円・米ドルの為替レートに影響を与え、本債券の価値を下げることもありえる。

### 本債券の流通市場の不存在

本債券を途中売却するための流通市場が形成されると想定することはできず、流通市場が形成された場合でも、かかる流通市場に流動性があるとの保証はない。発行者、売出入人およびそれらの関連会社は現在、本債券を流通市場に流通させることは意図していない。また、たとえ流動性があったとしても、本債券の所持人は、為替市場、米ドル金利市場および円金利市場ならびに発行者の信用状況の変動等、数多くの要因により、償還期限前に本債券を売却することにより大幅な損失を被る可能性がある。したがって、本債券に投資することを予定している投資家は、償還期限まで本債券を保有する意図で、かつそれを実行できる場合にのみ、本債券に投資されたい。

### 投資利回りが同じ程度の期間の普通債券の投資利回りより低くなるリスク（機会費用損失リスク）

本債券の償還期限までの利回りは、他の投資の利回りより低いことがありえる。また、仮に本債券と償還期限が同じである標準的な発行者の非劣後債券を投資家が購入した場合、本債券の利回りの方が低いこともありえる。貨幣の時間的価値という観点からみると、本債券に対する投資は、その機会費用に見合わないことがある。

## 発行者の経営・財務状況の変化および信用格付けの変動が本債券の価値および投資家が償還時に受け取る金額に影響を与えるリスク

本債券の価値は、発行者の経営・財務状況の変化、ならびに発行者の信用に対する投資家一般の評価、および格付機関による発行者が発行する債券に対する信用格付けの実際のまたは予想される動向などによって影響を受けることがある。さらに、発行者の経営・財務状況および発行者が発行する債券に対する信用格付けに反映されることのある発行者の信用状況における重大な変化が、本債券に関する支払を含め、発行者の債務の支払能力に影響を及ぼすことがある。

## 本債券に影響を与える市場活動

発行者、売出人またはそれらの関連会社は、通常業務の一環として、ディーラーとして、また、顧客の代理人として、直物取引、先渡取引およびオプション取引を隨時行うことがある。発行者、売出人またはそれらの関連会社は、外国為替市場における自己のポジションを直接取引、先渡取引およびオプション取引によりヘッジすることもある。このような取引、ヘッジ活動およびヘッジの解消は、本債券の条件決定時および米ドル償還事由判定時における円・米ドル為替レートに影響する可能性がある。

## 租 税

日本の税務当局は本債券についての日本の課税上の取扱いについて明確にしていない。

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年1月9日

【発行者の名称】 ノルウェー地方金融公社  
(Kommunalbanken AS)

【代表者の役職氏名】 クリストイネ・ヘンリクセン・リエン／ヴァイス・プレジデント 国際  
資金部  
(Kristine Henriksen Lien, VP, International Funding)

スティアン・ヤイン／借入およびポートフォリオ管理者  
(Stian Gjein, Loan and Portfolio Administrator)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 田 中 収

【住所】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 田 中 収

【住所】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1180

【縦覧に供する場所】 該当なし

## 目 次

	頁
第一部 【証券情報】 .....	1
第 1 【募集債券に関する基本事項】 .....	1
第 2 【売出債券に関する基本事項】 .....	1
1 【売出要項】 .....	1
2 【利息支払の方法】 .....	3
3 【償還の方法】 .....	4
4 【元利金支払場所】 .....	6
5 【担保又は保証に関する事項】 .....	7
6 【債券代理人の職務】 .....	7
7 【債権者集会に関する事項】 .....	8
8 【課税上の取扱い】 .....	8
9 【準拠法及び管轄裁判所】 .....	9
10 【公告の方法】 .....	10
11 【その他】 .....	10
第 3 【資金調達の目的及び手取金の使途】 .....	12
第 4 【法律意見】 .....	12
第二部 【参照情報】 .....	13
第 1 【参照書類】 .....	13
第 2 【参照書類の補完情報】 .....	13
第 3 【参照書類を縦覧に供している場所】 .....	13
発行者が金融商品取引法第27条において準用する 同法第5条第4項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面 .....	14
有価証券報告書の提出日以後に生じた重要な事実の内容を記載した書類 .....	16
発行者の概況の要約 .....	20

## 第一部 【証券情報】

### 第 1 【募集債券に関する基本事項】

該当事項なし。

### 第 2 【売出債券に関する基本事項】

#### 1 【売出要項】

##### 【売出人】

会 社 名	住 所
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

【売出債券の名称】	ノルウェー地方金融公社 2019 年 1 月 30 日満期 満期円償還特約付 円/米ドル デュアル債券(以下「本債券」という。)(注 1)		
【記名・無記名の別】	無記名式	【券面総額】	50 億円(予定)(注 2)
【各債券の金額】	100 万円(注 3)	【売出価格】	額面金額の 100%
【売出価格の総額】	50 億円 (予定)(注 2)	【利率】	年 1.00%
【償還期限】	2019 年 1 月 30 日 (注 3)	【売出期間】	2018 年 1 月 22 日から 2018 年 1 月 29 日まで(注 4)
【受渡期日】	2018 年 1 月 31 日 (注 4)		
【申込取扱場所】	売出人の日本における本店、各支店および各営業部店ならびに(注 5)記載の金融商品取引業者ならびに金融機関および金融商品仲介業者の営業所または事務所(注 7)		

(注 1) 本債券は、ノルウェー地方金融公社(以下「発行者」という。)により、発行者の債券発行プログラム(以下「債券発行プログラム」という。)に基づき、2018 年 1 月 30 日(以下「発行日」という。)(注 4)に発行され、売出人と同一グループ会社である英國 SMBC 日興キャピタル・マーケット会社により引き受けられる。本債券が金融商品取引所に上場される予定はない。

(注 2) ヨーロ市場で募集される本債券の券面総額は、50 億円(予定)である。

本債券の券面総額および売出価格の総額は、本書記載の判定為替(下記「3 債還の方法 (1) 最終償還」に定義される。)に関する仮条件に基づく本債券の需要状況を勘案したうえで決定される。したがって、最終的な券面総額および売出価格の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

本債券に関する予定および未定の発行条件は、需要状況を勘案したうえで、2018 年 1 月中旬までに調印される予定の最終条件書により決定される予定である。

(注 3) 本債券についての申込単位は、300 万円以上 100 万円の整数倍とする。本債券の利息の支払は日本円によりなされるが、本債券の最終償還は、2019 年 1 月 30 日(以下「満期償還日」という。)において、下記「3 債還の方法 (1) 最終償還」に従い日本円または米ドルによりなされる。償還期限前の償還については、下記「3 債還の方法 (2) 税制上の理由による早期償還」および「11 その他 (1) 債務不履行事由」を参照のこと。

(注 4) 一定の事情により本書の記載を訂正すべきこととなった場合には、売出期間、受渡期日および発行日のいずれかまたはすべてを概ね 1 週間程度の範囲で繰り下げることがある。

(注 5) 売出人は、金融商品取引業者ならびに金融商品取引法第 33 条の 2 に基づく登録を受けた銀行等の金融機関および同法第 66 条に基づく登録を受けた金融商品仲介業者に、本債券の売出しの取扱業務の一部を行うことを委託することがある。

(注 6) 本債券につき、発行者の依頼により、金融商品取引法第 66 条の 27 に基づく登録を受けた信用格付業者（以下「信用格付業者」という。）から提供され、または閲覧に供される信用格付（予定を含む。）はない。

なお、発行者は、債券発行プログラムに対し、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ」という。）より 2017 年 4 月 5 日付で(P)Aaa の格付を、また、S&P グローバル・レーティング（以下「S&P」という。）より 2017 年 4 月 5 日付で AAA の格付を、それぞれ取得しているが、これらの格付は直ちに債券発行プログラムに基づき発行される個別の債券に適用されるものではない。ムーディーズは従来、債券発行プログラムに最終格付を付与してきたが、プログラム格付が最終的なものではないということをより適切に表すため、債券発行プログラムには予備格付を付与することとしている。ムーディーズの予備格付には、格付の前に(P)が付加される。

ムーディーズおよび S&P は、信用格付事業を行っているが、本書目付現在、信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受けける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第 313 条第 3 項第 3 号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズおよび S&P については、それぞれのグループ内に、信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第 2 号）および S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第 5 号）が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ ([https://www.moodys.com/pages/default\\_ja.aspx](https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx)) の「信用格付事業」のページ）にある「無登録業者の格付の利用」の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」および S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（[http://www.standardandpoors.com/ja\\_JP/web/guest/home](http://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/home)）の「ライプラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（[http://www.standardandpoors.com/ja\\_JP/web/guest/regulatory/unregistered](http://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/regulatory/unregistered)）に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」において、それぞれ公表されている。

(注 7) 本債券の申込みおよび払込みは、本債券の各申込人が売出人に開設する外国証券取引口座に適用される外国証券取引口座約款に従ってなされる。売出人に外国証券取引口座を開設していない各申込人は、これを開設しなければならない。この場合、外国証券取引口座の開設に先立ち、売出人から申込人に対し外国証券取引口座約款の写しが交付される。同約款の規定に従い、申込人に対する本債券の券面の交付は行われない。

(注 8) 本債券は、アメリカ合衆国 1933 年証券法(その後の改正を含む。)(以下「証券法」という。)に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。証券法の登録義務を免除されている一定の取引において行われる場合を除き、合衆国内において、または合衆国人に対し、合衆国人の計算で、もしくは合衆国人のために、本債券の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘または売付けを行ってはならない。本段落の用語は、証券法に基づくレーション S により定義された意味を有する。

本債券は、アメリカ合衆国税法上の要件の適用を受ける。合衆国税務規則により許された一定の取引において行われる場合を除き、合衆国もしくはその属領において、または合衆国人に対し、本債券の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘、売付けまたは交付を行ってはならない。本段落の用語は、アメリカ合衆国 1986 年内国歳入法および同法に基づく規則により定義された意味を有する。

#### 【売出しの委託契約の内容】

該当なし。

## 【債券の管理会社】

発行兼支払代理人(以下「債券代理人」という。)

会 社 名	住 所
ドイツ銀行ロンドン支店 (Deutsche Bank AG, London Branch)	英国 ロンドン EC2N 2DB グレート・ウィンチェスター・ストリート1、ウィンチェスター・ハウス (Winchester House, 1 Great Winchester Street, London EC2N 2DB, England)

## 【振替機関】

該当なし。

## 【財務上の特約】

### (1) 担保提供制限

下記「5 担保又は保証に関する事項」を参照のこと。

### (2) その他の条項

該当条項なし。なお、債務不履行に基づく期限の利益喪失については、下記「11 その他 (1) 債務不履行事由」を参照のこと。

## 2 【利息支払の方法】

各本債券の利息は、額面金額に対し年 1.00%の利率で、発行日である 2018 年 1 月 30 日（当日を含む。）からこれを付し、2018 年 7 月 30 日および 2019 年 1 月 30 日（以下それぞれ「利払期日」という。）に、発行日または直前の利払期日（当日を含む。）から当該利払期日（当日を含まない。）までの期間（以下それぞれ「利息期間」という。）について、額面金額 100 万円の各本債券につき 5,000 円が後払いされる。

利払期日が営業日（以下に定義される。）にあたらない場合には、翌営業日を利払期日とする。なお、かかる利払期日の調整がなされた場合であっても支払われるべき金額の調整はなされない。

「営業日」とは、ロンドン、ニューヨーク市および東京において商業銀行および外国為替市場が営業を行い支払の決済を行っている日（土曜日および日曜日を除く。）をいう。

利息期間以外の期間についての利息を計算する必要がある場合、当該利息は、各本債券の額面金額に上記記載の利率に下記記載の算式により得られた値（当該期間（以下「計算期間」という。）の日数を 360 で除したもの）を乗じて得られる金額とする。

$$\frac{[360 \times (Y2 - Y1)] + [30 \times (M2 - M1)] + (D2 - D1)}{360}$$

「Y1」とは、計算期間の最初の日があたる年の数字をいう。

「Y2」とは、計算期間の最後の日の直後の日があたる年の数字をいう。

「M1」とは、計算期間の最初の日があたる暦月の数字をいう。

「M2」とは、計算期間の最後の日の直後の日があたる暦月の数字をいう。

「D1」とは、計算期間の最初の暦日の数字をいう。ただし、かかる数字が 31 の場合は、D1 は 30 とする。

「D2」とは、計算期間の最後の日の直後の日があたる暦日の数字をいう。ただし、かかる数字が 31 であり、D1 が 29 より大きい数字である場合は、D2 は 30 とする。

ただし、かかる計算に使用されるおよびかかる計算によって算出されるすべての円貨額は、1 円未満を四捨五入するものとする。

各本債券はその償還日以降は利息を付さない。ただし、正当な呈示または提出がなされた(ただし、これらが必要な場合)にもかかわらず償還金額の支払が不当に保留もしくは拒絶された場合またはその他支払につき不履行があった場合はこの限りではない。かかる場合、不当に保留、拒絶または不履行があった支払に関する元金に対し、本債券の呈示または提出がなされた上(ただし、これらが必要な場合)で支払が行われる日、または(当該本債券の呈示または提出が支払の前提条件となっていない場合を除き)かかる支払を行うために債券代理人が必要な資金を受領し、債券代理人によりその旨の通知が下記「10 公告の方法」に従って本債券の所持人(以下「本債権者」という。)に対しなされた日から 7 日目の日(その後に支払の不履行があった場合を除く。)のいずれか早い方の日まで継続して上記記載の利率の利息(請求または判決の前後を問わず)が発生する。

### 3 【償還の方法】

#### (1) 最終償還

本債券が償還期限前に償還または買入消却されない限り、各本債券は満期償還日である 2019 年 1 月 30 日に、額面金額 100 万円の各本債券につき、計算代理人(以下に定義される。)により以下に従って計算される償還金額(以下「満期償還額」という。)で償還される。

- (i) 判定日(以下に定義される。)の参照為替(以下に定義される。)が判定為替と等しいかそれを上回る場合、額面金額 100 万円の各本債券につき満期償還額は、100 万円とする。
- (ii) 判定日の参照為替が判定為替を下回る場合(以下「米ドル償還事由」という。)、額面金額 100 万円の各本債券につき満期償還額は、100 万円を基準為替(以下に定義される。)で除して算出される米ドル金額(ただし、1 米セント未満は四捨五入するものとする。)とする。

満期償還日が営業日にあたらない場合には、翌営業日を満期償還日とする。なお、かかる満期償還日の調整がなされた場合であっても支払われるべき金額の調整はなされない。

本書において、下記の用語は、以下の意味を有する。

「参照為替」とは、該当する日の午前 11 時(東京時間)現在の参照為替ソース(以下に定義される。)に表示された 1 米ドルに対する日本円の売値と買値の仲値をいう。

「参照為替ソース」とは、参照為替につき、ロイター・スクリーンの JPNU ページ(または当該為替レートが当該時刻に当該参照為替ソースに公表もしくは発表されない場合は、承継ページもしくは計算代理人がその単独かつ完全なる裁量で決定する当該為替レートについての代替ソースもしくはページ)をいう。

「参照為替ソース障害」とは、判定日もしくはその他の該当する日(または当該判定日もしくはその他の該当する日における為替レートを、当該参照為替ソースが通常公表または発表している日)において、参照為替を計算するために必要な当該為替レート入手することが不可能または実行不能である場合をいう。

判定日もしくはその他の該当する日において、参照為替ソース障害が発生し、かかる日にそれが継続している場合には、参照為替は以下に従い決定される。

計算代理人は、東京外国為替市場の主要な 5 つの銀行(計算代理人が決定する。)(以下「参照銀行」という。)に対して、かかる日の午前 11 時(東京時間)現在の円／米ドル為替相場の仲値(1 米ドルに対する日本円の数値で表示される。)を提供するよう要請し、かかる仲値の最高値と最低値を除外し残る 3 つの仲値の単純平均値を参照為替とする。

4 つの仲値しか入手できなかった場合には、最高値および最低値は考慮せず当該仲値の単純平均値を参照為替とする。

入手できる仲値が 2 つまたは 3 つの場合には、計算代理人が実際に入手できた仲値の単純平均値を参照為替とする。

1 つの仲値しか入手できなかった場合、計算代理人はかかる仲値を参照為替と決定することができ、かかる

仲値が 1 つも入手できなかった場合または計算代理人がその単独の裁量で仲値を提示することができる適切な参照銀行が存在しないと判断した場合には、計算代理人は、誠実にかつ標準的な市場慣行に従い、その独自の裁量により、参照為替を決定する。

「基準為替」とは、発行日の参照為替をいう。

「計算代理人」とは、（未定）をいい、その後継者または場合によりその代理人を含むものとする。計算代理人は発行者の代理人としてのみ行動し、本債権者の代理人または受託者としての義務または関係を引受けるものではない。

「判定為替」とは、基準為替から（未定）円（4.00 円以上 11.00 円以下を仮条件とする。）を引いて得られるレートをいう。

「判定日」とは、満期償還日（満期償還日が調整された場合は調整後の満期償還日）の 15 営業日前の日をいう。

「ロイター・スクリーン」とは、指定のページおよび情報に関連して使用される場合は、ロイター・モニター・マネー・レート・サービスのディスプレー・ページ（または当該情報を表示する目的で当該サービスに代替する他のページ）をいう。

### 拘束力を有する計算

計算代理人は、発行者と計算代理人との間で締結された計算代理契約（以下「計算代理契約」という。）に従い、本書により詳細に記載される本債券に基づき支払われる一定の金額に関する計算、および一定の事由に関する決定についての（その単独の裁量での）判定のため、当該計算代理人として選任されている。計算代理人による決定のためになされ、表示され、下されまたは取得されたすべての証明、連絡、意見、判定、計算、表示および決定は、明白な誤りがない限り、発行者、債券代理人、その他の支払代理人および本債権者を拘束し、かつ（上記の誤りがない限り）計算代理契約に記載する条項に従った、計算代理人の権能、義務および裁量の計算代理人による行使に関し、計算代理人は、発行者および本債権者に対し責任を負わない。計算代理人による通知は、計算代理契約に従ってなされた場合になされたものとみなされる。計算代理人は、合理的に可能な限り速やかに、本書に基づき行われるすべての計算および決定につき、債券代理人および発行者に通知する。債券代理人は、かかる通知を受け取った後合理的速やかに、下記「10 公告の方法」に従って本債権者に通知する。

計算代理人の前記当事者への通知の懈怠は、当該決定の発生および効果の有効性に影響しない。

#### (2) 税制上の理由による早期償還

（イ）ノルウェー王国、ノルウェー王国の下位行政機構またはノルウェー王国のもしくはノルウェー王国内の課税当局の法律もしくは規則の変更、または当該法律もしくは規則の解釈もしくは適用の変更（ただし、かかる変更は本債券の発行日以後に発表され発効するものに限る。）の結果、発行者が下記「8 課税上の取扱い（1）ノルウェー王国の租税」に記載される追加額の支払義務を負うこととなり、（ロ）発行者がなし得る合理的な手段によてもかかる義務が避けられず、かつ（ハ）当該事情が、発行者の 2 名の取締役により署名された上記事情の発生およびその前提条件となる事実を記載した証明書および当該事情の発生の旨について高名な独立法律顧問による意見書を、発行者が債券代理人に対し交付することによって証明された場合、発行者は自己の選択により、「10 公告の方法」に従って本債権者に対し 30 日以上 60 日以内の通知（かかる通知は取消不能である。）を行うことにより、本債券の全部（一部は不可）をその経過利息（もしあれば）とともに早期償還額（以下に定義される。）で償還することができる。ただし、本債券についての支払期日が到来していたとするならば発行者がかかる追加額の支払義務を負うこととなる最も早い日から 90 日前の日より前にかかる償還の通知を行うことはできない。

本書において、「早期償還額」とは、早期償還の直前の本債券の公正市場価格として計算代理人によりその単独かつ完全なる裁量で決定された円貨額（ただし、裏付となる、および／または関係する、ヘッジおよび資金調達取決め（株式オプションまたは通貨オプションで本債券に基づく発行者の義務をヘッジするものを含む

がこれらに限られない。) の清算のための合理的な発行者の経費および費用を完全に考慮して調整した金額) を意味する。

### (3) 買入消却

発行者はいつでも公開市場またはその他の方法でいかなる価格でも本債券を買い入れることができる。ただし、本債券に添付される期限未到来の利札全部が本債券とともに買入れられる場合に限る。

償還されまたは買入れられた期限未到来のかかる本債券および利札は消却、再発行または再販売できる。

## 4 【元利金支払場所】

### (1) 支払代理人およびその指定事務所

ドイツ銀行ロンドン支店(Deutsche Bank AG, London Branch)

英国 ロンドン EC2N 2DB グレート・ウィンチエスター・ストリート 1

ウィンチエスター・ハウス

(Winchester House, 1 Great Winchester Street, London EC2N 2DB, England)

一定の条件の下に、発行者は、発行者、債券代理人およびその他の者の間で締結された改訂発行兼支払代理人契約(修正分を含む。)(以下「改訂発行兼支払代理人契約」という。)の条項に従って支払代理人の任命を取消し、他の者を任命し、または追加の代理人を任命することができる。

(2) 本債券に関し支払われるべき金額の支払(元金、利息その他を問わない。)は、日本円による支払の場合は小切手または支払を受ける者の選択によりかかる者が指定した日本円建の口座への振替えにより、米ドルによる支払の場合は、小切手または支払を受ける者の選択によりかかる者が指定した米ドル建の口座への振替えにより行われる。支払は、下記「8 課税上の取扱いー(1)ノルウェー王国の租税」の条項を害することなく、(i)適用ある財政その他に関する法令・規則、かつ(ii)合衆国内国歳入法第1471(b)条に記載の契約に従い要求される源泉徴収もしくは控除、または同法第1471条から第1474条までの規定、かかる規定に基づく規則もしくは契約、かかる規定の公的解釈もしくはかかる規定に関する政府間取組を実施する法律に従つて課される源泉徴収もしくは控除に服する。かかる支払に関し、本債権者または利札の所持人に対し、いかなる手数料または費用も課されない。

(3) 本債券に関し支払われるべき金額(利息を除く。)の支払は、支払代理人の指定事務所において本債券の呈示および提出と引換に行われる。

本債券の利息に関する金額の支払は、合衆国外の支払代理人の指定事務所において、関連する利札の提出、または利息の支払のために予定された日以外の日に支払われる利息の場合には関連する本債券の呈示と引換に行われる。

ただし、(i)発行者が、当該支払代理人が、合衆国外のかかる指定事務所において、期限が到来した時点で上記記載の方法で、米ドルにより本債券の元利金全額を支払うことは可能であるという合理的な予測に基づき支払代理人を合衆国外の指定事務所に任命し、(ii)合衆国外のすべての当該指定事務所における当該利息全額の支払が、違法または為替管理もしくは米ドルによる元利金の全額での支払もしくは受取に関するその他の類似の制約により事実上不可能であり、かつ(iii)発行者の判断において発行者に対する課税の増加を伴わずに、当該支払が合衆国の法律により許可されている場合、本債券に関する元利金の米ドルによる支払は、合衆国内(かかる表現は、本書中において、アメリカ合衆国を意味し、州およびコロンビア特別区、領土、属領ならびにその管轄権に服するその他の地域を含む。)の支払代理人の指定事務所において行われる。

本債券について支払われるべき金額の支払期日が関連金融センター日(以下に定義される。)および現地銀行営業日(以下に定義される。)でない場合、本債権者は、次の関連金融センター日および現地銀行営業日である日まで支払を受けることができず、当該日およびそれ以降の現地銀行営業日に小切手による支払を受け

ることができ、また、現地銀行営業日、関連金融センター日および関連指定口座のある場所において商業銀行および外国為替市場が日本円または米ドルによる支払の決済を行う日に指定口座に送金することによって支払を受けることができる。ただし、その後本債券の要項に従った支払を怠らない限り、かかる遅延または調整による利息その他の追加の支払は行われない。

「関連金融センター日」とは、東京、ロンドンおよびニューヨーク市において商業銀行および外国為替市場が支払の決済を行っている日をいう。また「現地銀行営業日」とは、商業銀行が関連する本債券または場合により利札の呈示場所において営業(外国為替および外貨預金の取扱業務を含む。)を行っている日(土曜日および日曜日を除く。)をいう。

当初利札付で交付された本債券は、償還の際にこれに関する期限未到来の利札とともに呈示され、かつ償還金額の一部支払の場合を除き提出されることを要し、期限未到来の利札が欠缺している場合は、期限未到来の欠缺利札の金額(または、全額の支払でない場合は、現に支払われる償還金額の支払われるべき償還金額の総額に対する割合に等しい金額となる。)は、かかる償還の際に支払われるべき金額から控除される。かかる控除された金額は、かかる償還金額の支払に適用される関連日(下記「8 課税上の取扱い (1) ノルウェー王国の租税」に定義される。)から 10 年以内にいつでも支払代理人の指定事務所において関連する利札の提出と引換に支払われる。

## 5 【担保又は保証に関する事項】

本債券は、発行者の直接、無条件、非劣後かつ無担保(ただし、下記の条項に従う。)の債務であり、その間に優先関係はなく、発行者の現在および将来のその他のすべての非劣後かつ無担保債務と同順位である(ただし、法律上、強制的に例外条項が適用される場合を除く。)。

発行者は、本債券のいずれかが未償還(改訂発行兼支払代理人契約中に定義される。)である限り、関連債務または関連債務の保証を担保するため、発行者の現在または将来の事業、資産または収入の全部または一部に、担保権を設定せずまたは存続することを許容しないものとする。ただし、(イ)本債券のために同時にまたはそれ以前に同等の順位かつ比率の担保を付与し、または(ロ)本債権者の特別決議(下記「7 債権者集会に関する事項」を参照のこと。)により承認される本債券に対するその他の担保を付与する場合はこの限りでない。

本書において以下の用語は以下の意味を有する。

「保証」とは、ある「者」の債務のために、他の「者」が負う支払債務をいう。

「債務」とは、ある「者」の借入または調達金銭債務をいう。

「者」とは、それが独立して法主体たりうるか否かにかかわらず、個人、会社、法人、パートナーシップ、合弁会社、協会、組織、政府、政府機関またはその他団体をいう。

「関連債務」とは、取引所またはその他の証券市場(店頭市場を含むがこれに限られない。)に上場し、値付け、取引され、またはこれらが可能な社債、ノート、デベンチャー、デベンチャーストック、ローンストック、債券、その他の証書の形態による、またはそれらにより表章される債務をいう。

「担保権」とは、抵当権、負担、質権、先取特権またはその他の担保権をいい、これらには適用法令のもと認められる類似のものも含まれる。

## 6 【債券代理人の職務】

債券代理人は、発行者のために、上記「4 元利金支払場所」に記載された本債券の元利金の支払事務、下記「11 その他 (2) その他」に記載された本債券の交換事務、上記「3 偿還の方法 (3) 買入消却」に記載された本債券の消却ならびに改訂発行兼支払代理人契約に定めるその他一定の事項を取り扱う。債券代理人は、発行者の代理人としてのみ行為し、本債権者または利札の所持人に対する義務または代理もしくは信託の関係を引受けるものではない。

## 7 【債権者集会に関する事項】

債権者集会に関する規定は改訂発行兼支払代理人契約に規定されている。

発行者は、特別決議(以下に定義される。)による本債券に適用される本債券の要項および副捺印証書の修正を含む(これらに限られない。)本債権者の利益に影響を及ぼす事項を審議するための債権者集会を隨時招集することができ、また本債券のその時点の元本残高の10分の1以上を有する本債権者の書面による要求があれば、発行者は債権者集会を招集しなければならない。特別決議事項を審議するための債権者集会の定足数は、本債券の元本残高の過半数を代表または保有する2名以上とする。ただし、特別決議によってのみ変更できる本債券の一定の要項の変更(とりわけ、本債券の支払額、支払通貨、支払期日に関するもの)を議題に含む債権者集会の定足数は、本債券のその時点の元本残高の4分の3以上を代表または保有する2名以上とする。定足数が足りないために開催された延会後の債権者集会においては、定足数は本債券のその時点の元本残高の4分の1以上を代表または保有する2名以上とする。債権者集会において可決された特別決議は、出欠の有無にかかわらず、すべての本債権者および利札の所持人を拘束する。

「特別決議」とは、改訂発行兼支払代理人契約に従い適法に招集され開催された債権者集会(当初開催された集会であるか続行された延会であるかを問わない。)において、4分の3以上の賛成票により可決される決議をいう。

## 8 【課税上の取扱い】

### (1) ノルウェー王国の租税

発行者による本債券に関する元金および利息その他一切の支払は、ノルウェー王国、ノルウェー王国の下位行政機構によりもしくはそのために、または王国内の課税当局もしくは王国の課税当局によりもしくはそのために、現在課されまたは将来課されることのある公租公課(その性質の如何を問わない。)を課されず、これらを源泉徴収または控除されることなく行われる。ただし、法律によりかかる公租公課を源泉徴収または控除することが要求される場合は、この限りでない。この場合、発行者はかかる控除または源泉徴収がなければ本債権者が受領したであろう金額に等しい金額をその者が受領することとなるように追加額を支払うものとする。ただし、以下の場合には、本債券または利札に関し、かかる追加額は支払われない。

- (イ) (a)当該本債券もしくは利札の保有または(b)当該本債券もしくは利札に関し、本債券の元金、利息もしくはその他の支払金の受領以外の事由により王国と関係を有するために本債券または利札に関し当該公租公課の支払義務を負う者またはその代理人への支払の場合。
- (ロ) 関連日後30日を経過した後に本債券または利札が支払のために呈示される場合。ただし当該本債権者または利札の関連所持人がかかる30日の期間の満了日またはそれ以前に呈示し支払を受けることができる当該追加額についてはこの限りでない。
- (ハ) 王国内において本債券または利札の支払呈示がなされた場合。

本書において「関連日」とは、支払期日が最初に到来する日、または支払われるべき金員全額をかかる期日以前(当日を含む。)に債券代理人が受領していない場合には、かかる金員が受領され、本債権者または利札の所持人に対する支払が可能である旨の通知が下記「10 公告の方法」に従い本債権者に対し適正に行われた最初の日を意味する。

「第2 売出債券に関する基本事項」において本債券に関する元金および/または利息とは、本「8 課税上の取扱い (1) ノルウェー王国の租税」に基づき支払われることのある追加額を含む。

### (2) 日本国の租税

以下は本債券に関する日本国(の租税上の取扱いの概略を述べたにすぎず、本債券に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本債券に投資することによるリスクや本債券に投資することが適當か否かについて各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

日本国の租税に関する現行法令（以下「日本国の税法」という。）上、本債券は公社債として取り扱われるべきものと考えられるが、その取扱いが確定しているわけではない。仮に日本国の税法上、本債券が公社債として取り扱われなかった場合には、本債券に対して投資した者に対する課税上の取扱いは、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

さらに、日本国の税法上、本債券のように支払が不確定である債券に関して、その取扱いを明確に規定したものはない。日本の国税庁は、先物・先渡・オプション取引のようなデリバティブ取引の要素を含んだ債券については、ある特定の条件下においては、当該債券を保有する法人では、その債券を当該構成要素別に区分し、処理を行うことを認める見解を採用している。しかし、全く疑義無しとはされないものの、本債券にはかかる原則的な取扱いの適用はないものと解されている。将来、日本の税務当局が支払が不確定である債券に関する取扱いを新たに取り決めたり、あるいは日本の税務当局が日本国の税法について異なる解釈をし、その結果本債券に対して投資した者の課税上の取扱いが、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

- (i) 本債券は、特定口座において取り扱うことができる。
- (ii) 本債券の利息は、一般的に利息として取扱われるものと考えられる。日本国の居住者である個人が支払を受ける本債券の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本国の税法上、所得税、復興特別所得税および地方税の合計である源泉所得税が課される。さらに、日本国の居住者である個人は、確定申告不要制度または申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合、所得税、復興特別所得税および地方税を合計した税率が適用される。日本国の内国法人が支払を受ける本債券の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、一定の公共法人等および金融機関等を除き、日本国の税法上、所得税および復興特別所得税の合計である源泉所得税が課される。当該利息は当該法人の課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。ただし、当該法人は当該源泉所得税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。
- (iii) 本債券の譲渡または償還による損益のうち、日本国の居住者である個人に帰属する譲渡益または償還差益は、所得税、復興特別所得税および地方税を合計した税率による申告分離課税の対象となる。ただし、特定口座のうち当該口座内で生じる所得に対する源泉徴収を日本国の居住者である個人が選択したもの（源泉徴収選択口座）における本債券の譲渡または償還による所得は、確定申告を不要とすることができ、その場合の源泉徴収税率は、申告分離課税における税率と同じである。また、内国法人に帰属する譲渡損益または償還差損益は当該法人のその事業年度の日本国の租税の課税対象となる所得の金額を構成する。
- (iv) 日本国の居住者である個人は、本債券の利息、償還差損益および譲渡損益について、一定の条件で、他の債券や上場株式等の利息、配当、償還差損益および譲渡損益等と損益通算および繰越控除を行うことができる。
- (v) 外国法人の発行する債券から生ずる利息および償還差益は、日本国に源泉のある所得として取り扱われない。したがって、本債券に係る利息および償還差益で、日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者である個人および外国法人に帰属するものは、通常日本国の所得に関する租税は課されない。同様に、本債券の譲渡により生ずる所得で日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者である個人および外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。

## 9 【準拠法及び管轄裁判所】

本債券およびこれに起因または関連する契約で合意されないすべての義務は、英國法に準拠する。発行者は、本債権者のために、英國の裁判所が本債券に起因もしくは関連して生じる訴訟、訴え、手続(以下「訴訟手続」と総称する。)を審理し決定するための、または本債券に起因もしくは関連して生じる紛争(以下「紛争」という。)を解決するための管轄権を有することに取消不能の形で合意し、そのために、かかる裁判所の管轄権に取消不能の形で服する。発行者は、訴訟手続の審理および決定ならびに紛争の解決のための法廷として英國の裁判所が指定されたことに対して現在または将来有する異議権を取消不能の形で放棄し、かかる裁判所が不都合また

は不適切な法廷であると主張しないことに合意する。発行者は、英國における訴訟手続を開始させる召喚状が現在はロンドン SW1X 8QD ベルグレーブ・スクエア-25 (25 Belgrave Square, London SW1X 8QD) に所在するノルウェー王国大使館または、これと異なる場合は、その時点における登録された事務所、または 2006 年会社法に従い召喚状の送達を受けられる英國における発行者の住所に交付されることによって発行者に送達されうることに合意する。上記の者の選任の効力が消滅する場合には、発行者は、英國における発行者の代理人として召喚状の送達を受ける者を英國に所在する者からさらに選任し、かかる者の氏名および住所を債券代理人に通知する。かかる選任が 15 日以内に行われないときは、本債権者は発行者宛の書面を発行者または債券代理人の指定事務所宛に送付することによりかかる者を選任できる。本項は法律が許容するその他の方法で本債権者が召喚状を送達する権利に何ら影響を与えるものではない。英國の裁判所の管轄権に服することは、本債権者が、発行者に対して管轄権のあるその他の裁判所で訴訟手続を行う権利を制限するものではなく(またそう解釈されるものでもない。)、また適用ある法律の許容する限り、一つ以上の管轄地で訴訟手続を行うときにその他管轄地において訴訟手続を行うこと(同時か否かを問わない。)を排除するものでもない。

## 10 【公告の方法】

本債権者に対する通知は、ロンドンで一般に流通している主要な日刊新聞 1 紙(ファイナンシャル・タイムズを予定)に公告されたとき、有効となるものとみなされる。かかる公告が実務上不可能な場合は、ヨーロッパにおいて一般に頒布されている英字の主要な日刊新聞紙において公告されたときに有効となるものとみなされる。上記に従って行われたかかる通知は、最初の公告日(または複数の新聞紙に公告が要求される場合は、すべての要求された新聞紙上において公告が最初に掲載された日)に有効に行われたものとみなされる。利札の所持人は、すべての目的において、本「10 公告の方法」に従い本債権者に対し行われた通知の内容と同様の通知を受けたものとみなされる。

本債券が恒久大券(以下「恒久大券」という。)によって表章され、当該恒久大券が下記「11 その他 (2) その他」に記載されるユーロクリア・バンク・エス・エイ／エヌ・ブイ(以下「ユーロクリア」という。)、クリアストリーム・バンキング・エス・エイ(以下「クリアストリーム・ルクセンブルグ」という。)またはその他の決済機関のために保有されている限り、前段落にかかわらず、本債権者に対する通知は、資格を有する口座保有者への連絡のため当該決済機関に関連通知を交付することにより行うことができる。決済機関に交付された通知は、ユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルグへ交付された日の翌日に本債権者に通知されたものとみなす。

## 11 【その他】

### (1) 債務不履行事由

以下に掲げる事由(以下「債務不履行事由」という。)のいずれかが発生し、継続している場合、本債権者は発行者に対する書面による通知をもって債券代理人の指定事務所で当該本債券および経過利息は直ちに期限が到来し支払われるべき旨を宣言することができ、かかる宣言をもって、当該本債券は、かかる通知より前に当該債務不履行事由が治癒されていない限り、直ちに期限が到来し、額面金額で経過利息とともに(もしあれば)、いかなる提示、要請、異議またはその他通知(これらについては、かかる債券に規定されるいかなる矛盾する規定にかかわらず、発行者が明確に放棄する。)を要求されることなく償還される。

- (イ) 発行者が、本債券の元本または利息に関する支払期日から 10 日を超えてかかる支払を怠った場合。
- (ロ) 発行者が本債券または改訂発行兼支払代理人契約に基づく発行者のその他の義務の履行または遵守を怠り、かつ本債権者が債券代理人の指定事務所で、発行者に対し、当該懈怠の治癒を要求する書面を引渡した後 60 日間当該懈怠が継続した場合。(ただし、懈怠の治癒が不可能な場合を除く。かかる場合には、懈怠の継続または通知の要件は必要とされない。)
- (ハ) 発行者の債務につき、債務不履行事由(それ以外の用語が用いられている場合も同様とする。)を理由として、定められた満期前に期限が到来した場合、発行者が適用ある猶予期間の最終日にその債務の支

払を怠った場合、発行者がその債務（借入金債務に限る。）のために提供した担保が執行可能となった場合、または発行者が他の者の債務のために提供した保証および／または補償の期限における履行を怠った場合で、いずれの場合についてもその総額が 20 百万ユーロ（または他の通貨による同等額）以上である場合。

- (ニ) 担保権者が発行者の事業、資産および収入の全部もしくは実質的な部分を保持し、またはこれらのため管財人もしくは管理人等が選任された場合。
- (ホ) (a) 発行者の破産または支払停止、(b) 発行者または発行者の事業、資産および収入の全部もしくは実質的な部分を管理する管財人または清算人が選任された場合、(c) 発行者のその他の債務の再調整もしくは支払延期、または債権者のための譲渡もしくは調整が行われた場合、(d) 発行者が全部または実質的な部分の事業の遂行を止めた場合（ただし、支払不能でない場合の合併、組織変更、再編によるものを除く。）。
- (ヘ) 発行者の清算、解散の命令または決議がなされた場合。
- (ト) 以下の目的のために必要な行為、条件、手続を発行者が取らずまたは履行しない場合。
  - (ア) 発行者による本債券上のもしくはこれに係る権利の適法な行使、または義務の履行、遵守目的のため
  - (イ) かかる義務を適法かつ有効で、拘束力がありかつ執行可能なものとする目的のため
  - (カ) ノルウェー王国の裁判所で本債券および利札の証拠価値が認められる目的のため
- (チ) 発行者の本債券上のまたはこれに係る義務の履行、遵守が違法であり、または将来違法となる場合。

## (2) その他

- (イ) 本債券は、当初、恒久大券により表章され、恒久大券はユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルグの共通保管人に預託される。(a) ユーロクリアもしくはクリアストリーム・ルクセンブルグが連続して（法定の休日を除き）14 日間営業を停止し、もしくは営業を廃止する旨発表した場合、または(b) 「11 その他 (1) 債務不履行事由」に記載の事由が発生した場合、恒久大券上の持分は全額（一部は不可）につき恒久大券の所持人の請求により確定債券と交換可能となる。恒久大券が確定債券と交換される場合には、発行者は、所持人による当該交換の請求から 30 日以内に、債券代理人の指定事務所における恒久大券の提出と引換に、当該恒久大券の元金額に等しい元金額の、適正に認証され利札の付された確定債券が恒久大券の所持人に対して速やかに交付されるようとする。  
大券（この表現には恒久大券が含まれる。）によって表章される本債券の所持人としてユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグの記録に表示される各人は、当該大券の所持人に対して発行者が行った各支払に対する当該各人の持分、および大券に基づき発生するその他すべての権利について、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグの各規則および手続に従い、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグのみに要求するものとする。本債券が当該大券により表章される限り、当該各人は本債券に基づき発生する支払金額に関し発行者に直接請求することはできず、かかる発行者の支払義務は、かかる各支払金額に関し、当該大券の所持人に対し支払を行うことにより免責される。大券の本債券に関する規定の「所持人」または「口座保有者」とは本債券の所持人として、関連する決済機関の記録に表示される各人をいう。
- (ロ) 本債券または利札が紛失、盗失、毀損、汚損または滅失した場合、債券代理人の所定の事務所において、適用法令に従い、これにつき生じる費用を請求者が支払い、かつ、発行者および債券代理人が要求する証拠、補償、担保等の提出を条件として、これを交換することができる。毀損または汚損した本債券または利札は代り券の発行に先立ち提出されなければならない。
- (ハ) 発行者に対する本債券に係る元利金の支払の請求は、それぞれの関連日から元本については 10 年、利息については 5 年以内になされない場合は、失効する。

### **第3【資金調達の目的及び手取金の使途】**

該当なし。

### **第4【法律意見】**

発行者の法律顧問である ADVOKATFIRMAET SELMER DA により以下の趣旨の法律意見書が提出されている。

1. 本債券の売出しは発行者により適法に授權され、ノルウェー王国法上適法である。
2. 有価証券届出書とその訂正届出書の関東財務局長に対する提出は発行者により適法に授權されており、ノルウェー王国法上適法であり、本債券の発行および売出しならびに有価証券届出書とその訂正届出書の提出のため発行者に要求される政府機関のすべての同意、許可および承認は取得されている。
3. 有価証券届出書とその訂正届出書（参照書類を含む。）中のノルウェー王国法に関するすべての記載は、真実かつ正確である。

## 第二部【参照情報】

### 第1【参照書類】

発行者の概況等金融商品取引法第27条において準用する同法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

会計年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

平成29年6月30日関東財務局長に提出

#### 2【半期報告書】

当該半期（自 平成29年1月1日 至 平成29年6月30日）

平成29年9月29日関東財務局長に提出

#### 3【臨時報告書】

該当なし。

#### 4【外国人報告書及びその補足書類】

該当なし。

#### 5【外国人半期報告書及びその補足書類】

該当なし。

#### 6【外国人臨時報告書】

該当なし。

#### 7【訂正報告書】

該当なし。

## 第2【参照書類の補完情報】

該当なし。

## 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当なし。

発行者が金融商品取引法第27条において準用する  
同法第5条第4項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

CERTIFICATE OF ELIGIBILITY FOR INCORPORATION BY REFERENCE

Filed on: 9th January, 2018

To: Director-General of Kanto Local Finance Bureau

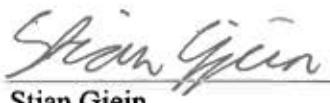
Name of Issuer: Kommunalbanken AS

Signature of  
Representative:



---

Kristine Henriksen Lien  
VP, International Funding



---

Stian Gjein  
Loan & Portfolio Administrator

1. The Issuer has filed Securities Reports for one (1) consecutive year.
2. The aggregate principal amount of the Issuer's notes that have been issued or distributed in Japan through the filing of the securities registration statement is 10 billion yen or more.

[Reference]

<u>Name of Notes</u>	<u>Aggregate Principal Amount</u>
Secondary Distribution of 31st January, 2017 (Settlement Date) KOMMUNALBANKEN AS JPY Fixed Rate to Nikkei 225 & S&P 500 Index Basket Linked Interest Knock-out Index Basket Linked Automatic Early Redemption Instruments due 28 January 2022	30,000 million yen

(訳文)

## 参照書類引用資格証明書

関 東 財 務 局 長 殿

平成30年1月9日提出

発行者の名称 : ノルウェー地方金融公社  
(Kommunalbanken AS)

代表者の署名 : ( 署 名 )  
クリスティーネ・ヘンリクセン・リエン / ヴァイス・プレジ  
デント 国際資金部  
(Kristine Henriksen Lien / VP, International Funding)

( 署 名 )  
スティアン・ヤイン / 借入およびポートフォリオ管理者  
(Stian Gjein / Loan and Portfolio Administrator)

1. 発行者は、1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
2. 発行者が本邦において有価証券届出書を提出することにより発行し、又は交付された債券の券面総額は100億円以上であります。

[参考]

債券の名称	券面総額
2017年1月31日(受渡日)の売出し  ノルウェー地方金融公社 2022年1月28日満期 円建 早期償還条項付 日経平均株価・S&P500 複数指数連動債券	300億円

## 有価証券報告書の提出日以後に生じた重要な事実

2017年10月31日、ノルウェー地方金融公社の2017年第3四半期中間財務報告書が公表された。当該中間財務報告書に含まれている財務に関する数値は以下のとおりである。なお、本書中の数字は四捨五入されているものがあり、この場合は、それらの数字を合計した場合の数値と合計の数値は必ずしも一致しない。

### 要約中間財務情報

損益計算書  
(未監査)

(単位：百万クローネ)	2017年 7月～9月期	2017年 1月～9月期	2016年 7月～9月期	2016年 1月～9月期	2016年12月31日 に終了した1年
利息収益	1,400	4,420	1,404	4,117	5,617
利息費用	888	2,809	832	2,575	3,530
<b>純利息収益</b>	<b>513</b>	<b>1,611</b>	<b>572</b>	<b>1,542</b>	<b>2,087</b>
サービス料および手数料	8	24	10	22	32
金融商品に係る未実現純利益／(損失)	(94)	(490)	(256)	(1,070)	(974)
純トレーディング収益	(2)	8	6	13	15
<b>その他営業収益合計</b>	<b>(105)</b>	<b>(507)</b>	<b>(260)</b>	<b>(1,078)</b>	<b>(991)</b>
給与および一般管理費	33	102	34	92	125
固定資産の減価償却	5	16	5	14	20
その他の費用	6	25	9	21	32
<b>営業費用合計</b>	<b>45</b>	<b>143</b>	<b>48</b>	<b>127</b>	<b>177</b>
<b>税引前利益</b>	<b>363</b>	<b>962</b>	<b>263</b>	<b>337</b>	<b>919</b>
利益に係る税金	91	241	66	84	230
<b>当期利益</b>	<b>272</b>	<b>721</b>	<b>198</b>	<b>253</b>	<b>689</b>
株主割当額	260	698	193	238	670
その他Tier1資本所有者割当額	12	22	5	15	19

**包括利益計算書**  
(未監査)

(単位：百万クローネ)	2017年	2017年	2016年	2016年	2016年12月31日
	7月～9月期	1月～9月期	7月～9月期	1月～9月期	に終了した1年
当期利益	272	721	198	253	689
<b>その他の包括利益</b>					
損益計算書に再分類されることのない 項目					
確定給付制度に係る保険数理による 利益／(損失)	0	0	0	0	(1)
このうち税金	0	0	0	0	0
<b>その他の包括利益合計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>(1)</b>
<b>当期包括利益合計</b>	<b>272</b>	<b>721</b>	<b>198</b>	<b>253</b>	<b>688</b>

**貸借対照表**  
(未監査)

(単位：百万クローネ)	2017年9月30日現在	2016年9月30日現在	2016年12月31日現在
<b>資産</b>			
金融機関向債権	19,383	22,332	16,182
分割返済付貸付金	275,843	263,103	267,521
ノート、債券およびその他利付証券	108,198	122,059	118,550
金融デリバティブ	10,900	13,801	15,921
繰延税金資産	0	201	0
その他の資産	681	156	153
<b>資産合計</b>	<b>415,005</b>	<b>421,652</b>	<b>418,327</b>
<b>負債および資本</b>			
金融機関からの負債	2,393	3,869	7,584
債券発行	376,878	369,895	369,933
金融デリバティブ	19,687	33,657	26,275
その他の負債	37	33	45
当期税金負債	0	79	0
繰延税金負債	12	0	12
年金債務	52	49	52
劣後債務	1,981	2,048	1,974
<b>負債合計</b>	<b>401,041</b>	<b>409,630</b>	<b>405,875</b>
株式資本	3,145	3,145	3,145
その他Tier1資本	2,189	994	994
剰余金	7,909	7,630	8,314
当期包括利益合計	721	253	
<b>資本合計</b>	<b>13,964</b>	<b>12,022</b>	<b>12,452</b>
<b>負債および資本合計</b>	<b>415,005</b>	<b>421,652</b>	<b>418,327</b>

**資本変動表**  
(未監査)

(単位：百万クローネ)		2017年1月1日～9月30日			
		株式資本	その他Tier1資本	剩余金	資本合計
資本(2017年1月1日現在)		3,145	994	8,314	12,452
当期利益		0	0	721	721
その他の包括利益合計		0	0	0	0
Tier1資本への支払利息		0	0	(14)	(14)
その他Tier1資本の発行額		0	1,195	0	1,195
配当金(2016年)		0	0	(390)	(390)
<b>資本(2017年9月30日現在)</b>		<b>3,145</b>	<b>2,189</b>	<b>8,630</b>	<b>13,964</b>

2016年1月1日～9月30日					
		株式資本	その他Tier1資本	剩余金	資本合計
資本(2016年1月1日現在)		3,145	994	8,063	12,202
当期利益		0	0	253	253
その他の包括利益合計		0	0	0	0
Tier1資本への支払利息		0	0	(15)	(15)
配当金(2015年)		0	0	(417)	(417)
<b>資本(2016年9月30日現在)</b>		<b>3,145</b>	<b>994</b>	<b>7,883</b>	<b>12,022</b>

2016年1月1日～12月31日					
		株式資本	その他Tier1資本	剩余金	資本合計
資本(2016年1月1日現在)		3,145	994	8,063	12,202
当期利益		0	0	689	689
その他の包括利益合計		0	0	(1)	(1)
Tier1資本への支払利息		0	0	(20)	(20)
配当金(2015年)		0	0	(417)	(417)
<b>資本(2016年12月31日現在)</b>		<b>3,145</b>	<b>994</b>	<b>8,314</b>	<b>12,452</b>

**キャッシュ・フロー表**  
(未監査)

(単位：百万クローネ)	2017年 1月～9月期	2016年 1月～9月期	2016年12月31日 に終了した1年
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>			
受取利息	4,401	3,751	5,433
支払利息	(2,557)	(3,815)	(3,752)
サービス料および手数料支払額	(24)	(22)	(32)
発行債券買戻しによる収入	8	13	15
従業員およびサプライヤーに対する現金支払額	(127)	(113)	(157)
利益に係る税金支払額	(726)	(829)	(838)
顧客向貸付金の支払(純額)	(7,506)	(6,829)	(12,137)
金融機関向債権(増加)／減少額(純額)	(8,011)	(7,136)	3,212
ノート、債券およびその他利付証券(増加)／減少額(純額)	10,260	19,924	25,204
その他資産(増加)／減少額(純額)	(530)	(17)	(12)
その他の負債増加／(減少)額(純額)	481	(4)	11
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー(純額)</b>	<b>(4,330)</b>	<b>4,925</b>	<b>16,947</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>			
固定資産の(購入)／売却(純額)	(13)	(13)	(20)
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー(純額)</b>	<b>(13)</b>	<b>(13)</b>	<b>(20)</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>			
債券発行による収入	111,191	64,104	82,752
債券の返済	(89,983)	(63,807)	(96,675)
その他Tier1資本発行による収入	1,195	0	0
Tier1資本への支払利息	(19)	(20)	(26)
劣後債発行による収入	0	1,991	1,991
劣後債の返済	0	(1,758)	(1,758)
配当金支払額	(390)	(417)	(417)
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー(純額)</b>	<b>21,994</b>	<b>93</b>	<b>(14,134)</b>
<b>キャッシュ・フロー(純額)</b>	<b>17,651</b>	<b>5,005</b>	<b>2,793</b>
外国為替差額による影響	(17,769)	(5,336)	(2,751)
<b>外国為替差額控除後のキャッシュ・フロー(純額)</b>	<b>(118)</b>	<b>(331)</b>	<b>42</b>
1月1日現在の現金および現金同等物	76	34	34
現金および現金同等物の変動額(純額)	(118)	(331)	42
<b>期末現在の現金および現金同等物</b>	<b>(42)</b>	<b>(297)</b>	<b>76</b>
このうち			
合意された満期のない金融機関向債権	0	0	76
合意された満期のない金融機関からの負債	(42)	(297)	0

## 発行者の概況の要約

### (1) 設立

#### 沿革

ノルウェー地方金融公社はその定款に基づきノルウェー政府 100%出資のノルウェー地方自治体銀行(Norges Kommunalbank)(以下「NKB」という。)の後継法人である。NKB は、ノルウェーの制定法(国会決議)に基づき、1926 年 2 月 12 日に、ノルウェーの地方自治体に対し低コストの資金を提供する目的で設立された。「ノルウェー地方自治体銀行の有限責任法人への組織変更に関する法律」(1999 年 7 月 16 日第 68 号)に従い、NKB は、1999 年 11 月 1 日付で有限責任法人に組織変更された。この組織変更は当該法律に規定されている特別な権限の下実施され、公社が 1999 年 11 月 1 日付で NKB の資産、権利および義務を承継した。

有限責任法人としての公社はノルウェー財務省から金融業務を遂行するために必要な免許を得ている。かかる免許は 2016 年金融企業法(以下「金融企業法」という。)に基づいて与えられたものであるため、公社はノルウェーの商業銀行法や貯蓄銀行法の規制を受けないが、金融機関として金融監督庁(Finanstilsynet)によって監督されている。

#### 株主および政府との関係

公社は、NKB と同様、ノルウェーの地方自治体に対し低コストの資金を提供することを業務の目的としている。ノルウェー政府は、1999 年 11 月の組織変更当初、公社をノルウェー政府 100%出資(660 百万クローネ)の法人としたが、地方自治体年金基金(Kommunal Landspensjonskasse)(以下「KLP」という。)が、2000 年 2 月 29 日に、公社株式の 20%を政府から時価で譲受けた。その後、2009 年 5 月 7 日付(2009 年 6 月 24 日付で国会の承認がなされている。)で、ノルウェー政府は KLP の保有する 20%の株式を取得し、公社はノルウェー政府に完全所有されることになった。

公社の株主はノルウェー政府および地方自治体部門のみに限定されており、また、公社の信用力を低下させない場合に限り公社の株式の譲渡ができるものとされている。ノルウェー政府は、公社株式の保有に関し、金融企業法上の持分上限制限の規制を免除されている。

2016 年 12 月 31 日現在、公社の株式資本は以下のとおりである。

株主	所有株式数	所有割合(%)
ノルウェー政府	3,144,625 株	100

#### 公的な役割

地方自治体部門はノルウェー国内で大きな役割を担っており、GNP の約 5 分の 1 を占めている。地方自治体部門では行政と財政が不可分である。ノルウェー政府は、公社が地方自治体部門に対する低コストの主要な資金提供者として、ノルウェー国内での公社の重要性を認識している。

公社は、リスク調整済資本利益率を、競合する金融機関と同レベルにすることを目指しており、政府は公社がその資本基盤を強化するために合理的な利益を留保することを承認している。

公社は、91 年にわたる事業の歴史の中で貸倒損失または債務不履行を蒙ったことがない。これは公社の保守的な貸付方針を示すだけでなく、ノルウェーの地方財政の性格をも反映するものである。地方自治体は政府によって厳格に監督されており、地方自治体は営業損失のための予算を計上できず、また翌 3 年間の予算で実損失を補填しなければならない。地方自治体法の下では、地方自治体は財政破綻することはできず、再建のためには特定の手続をとらなければならない。なお、これまでにかかる手續がとられたことはない。

## 監督および規制

公社は、ノルウェーの商業銀行法や貯蓄銀行法の規制を受けないが、金融企業法に基づき金融機関として金融監督庁によって監督されている。

金融企業法の規定により、財務大臣は自己資本比率算出のためのガイドラインを作成した。自己資本比率の主たる算出方法として、ガイドラインはリスク・資産比率を適用しているが、これは資産とオフバランス・シート項目の合計額(資産の種類により算出されたリスクを反映し、加重したもの)の資本に対する比率である。資本は、Tier1 資本(株式資本、その他の自己資本およびその他ノルウェー政府関連当局が個別に承認した資本の種類)、追加資本(満期前最終 5 年間の各年にに対し 20% を控除した劣後債務)、および一般準備金から成る。四半期財務書類の作成後、見積未払配当金を控除した税引後当期利益を Tier1 資本に加えることができる。最低自己資本比率要件は 13.5% である。最低自己資本比率要件は金融グループ内の個々の金融機関および連結ベースで金融グループに適用される。

公社の資本合計は、2016 年度末現在、12,452 百万クローネである。リスク調整済自己資本比率は 21.45% となった。ノルウェーの規則に基づき、公社から地方自治体への貸付は、リスク・ウェイトを 20% としている。

金融企業法は金融機関が単一の顧客に付与でき得る貸付金の総額について、いくつかの制限を課している。金融企業法の規則は欧州連合指令 92/121/EC および 93/6/EC に準拠している。

NKB の場合とは異なり、公社はノルウェー国外における債券の発行を禁止されておらず、また国会が NKB に課していた年間貸付・借入限度額の規制も受けない。

## 日本との関係

特記すべき事項はない。

## (2) 資本構成

以下の表は 2016 年 12 月 31 日現在の公社の非連結ベースの資本構成であり、公社の監査済計算書類から引用したものである。この表は、本「発行者の概況の要約」の「(5) 経理の状況」に記載の 2016 年度財務書類と併せて読まれるべきである。

(単位：百万クローネ)

### 債務：

長期債務	377, 517
劣後債務	1, 974
その他	26, 384
債務合計	405, 875

### 資本：

株式資本	3, 145 ①)
その他 Tier1 資本	994
剰余金	8, 314
資本合計	12, 452
資本構成 ②)	418, 327

- 1) 公社の株式資本は3, 145百万クローネであり、各額面金額1, 000クローネの払込済普通株式3, 144, 625株により構成されている。2016年12月31日現在、ノルウェー政府が3, 144, 625株(100%)を保有している。
- 2) 資本および負債の合計。なお、自己資本比率の計算のための総資本は、追加資本に該当する劣後債務の一部のみを考慮して計算されるため、合計で13, 989百万クローネとなる。

## (3) 組織

公社の運営と監督は、定款で定められている。定款は、公社設立時にノルウェー国王により承認され、定款の変更には国王の承認が必要とされている。

金融企業法では、金融機関は最低 4 名から成る取締役会および最低 12 名から成る監督委員会を設置しなければならないとされている。公社の定款はこれに従つたものであり、公社は以下のような機関を設置している。

### 取締役会および業務執行

公社の取締役会は、多様性ならびに幅広い資格、経験およびバックグラウンドを集団として示し、5名以上9名以下の取締役により構成されている。従業員の過半数の決定により、取締役の 3 分の 1 および少なくとも 2 名は、従業員の代表者として公社の従業員の中から従業員により選任されるように要求することができ、その他の取締役は定時株主総会で選任される。現在は、取締役(従業員代表を除く。)は、定時株主総会によって選任されている。また、定時株主総会で取締役会の会長、副会長が選任される。

取締役の任期は 2 年である。

公社の全般的な業務運営に関する責任は、取締役会が負っている。取締役会の定足数は取締役の過半数であり、決議事項は出席取締役の過半数の賛成で可決される。

経営責任者は取締役会により選任され、公社を代表して、取締役会が決定した決定事項に従って公社の日常的な事業／活動の運営を遂行する責任を負っている。

### 株主総会

定時株主総会は毎年 6 月末までに開催され、取締役、監督委員および会計監査人の選任、監査済財務書類の承認、上記取締役会、監督委員会および取締役会の小委員会のメンバーならびに会計監査人の報酬の決定を行う。2016 年 12 月 31 日現在、株主はノルウェー政府(100%)である。

### 監督委員会

公社の監督委員会は 12 名の監督委員および 5 名の監督委員代理により構成される。監督委員のうち 1 名および監督委員代理のうち 1 名はそれぞれ従業員の中から従業員により選任されるが、その他の委員は定時株主総会で選任される。監督委員の任期は 2 年である。

監督委員会は、少なくとも年 1 回は開催される。監督委員会の定足数は監督委員またはその代理の 3 分の 2 以上の出席であり、出席者の過半数の賛成で可決される。

監督委員会の役割は、公社の事業が法律、規則、定款、ならびに公社の定時株主総会および監督委員会の決議に従い遂行されるよう努めることである。また監督委員会は、独立会計監査人により作成された財務書類を精査しなければならない。

定款に従い、監督委員は定時株主総会で選任される。

監督委員会の委員の資格要件は特に定款等で定められていない。しかし、従業員代表を除き、現職のノルウェー自治改革省および地方自治体の上級職員またはそれらの経験者から選任されている。

### 監査委員会

監査委員会は、2016 年 6 月 3 日付で廃止された。

### 従業員

2016 年 12 月 31 日現在、公社の正規従業員は 61 名であった。

### 組織機構

公社の内部組織機構は、有限責任法人への転換のため 1999 年初めに変更された。公社の組織は現在 6 部門により構成されている。すなわち、融資部門、金融市場部門、リスク管理およびコンプライアンス部門、財務・会計部門、広報部門、スタッフおよび運営部門である。

公社の事務所は、オスロ市 0110、ホーコン 7 世通り 5b(Haakon VIIIs Gate 5b, 0110 Oslo)にあり、これが公社の登記上の本社である。

#### (4) 業務の概況

##### 概要

公社の事業目的は、ノルウェーの地方自治体、県、地方自治体関連企業および地方自治体業務を遂行するその他の企業に対し融資を行うことである。なお、かかる融資については地方政府保証またはノルウェー国政府保証が付される。

公社は、国内および国際的な資本市場から直接資金を調達しているが、低資金調達コストおよび高い経営効率のおかげで、地方自治体部門への低利融資は競争力のあるものとなっている。公社の保有資産は優良資産であり、ノルウェーの地方自治体への91年間の貸付の歴史においてこれまで貸倒損失を蒙ったことがない。また、公社はあらゆるリスクを考慮した厳しいリスク管理を行っている。

##### 2016年度 年次報告

ノルウェー地方金融公社は、ノルウェーの市町村および県の当局により提供される重要な福祉サービスに融資する。公社は、2016年において610件の新規貸付を行い、その総額は48.1十億クローネであった。公社は、社会的使命を中心とした自身の事業活動を行っている。公社のAAAの最上級の信用格付を維持するという目標により、有利な条件での資金調達へのアクセスを確保できる。公社の信用格付により、地方自治体は、金融市場における諸条件に左右されない予測可能な条件で、投資のための借入れを行うことができる。これは、地方サービスが安定して計画され、提供されるようにするために重要である。公社は現在、地方自治体に対して長期貸付を提供する、数少ない機関の一つである。

2016年における公社の貸付残高は4.8%増加し、過年度よりわずかに多い増加であった。2016年における、気候および環境プロジェクトに対する貸付金は、11%増加した。

2016年の当期利益は、2015年の1,870百万クローネに対し、689百万クローネであった。純利息収益は2015年より増加し、これは、2016年の大部分を通して比較的高かった市場における利鞘および当年初めの高い貸付成長の組合せに起因していた。公社の当期利益は、公社の借入金をノルウェー・クローネに換算して利用される固定利付貸付金およびデリバティブ契約から生じる974百万クローネの未実現損失による影響も受けている。1,116百万クローネの未実現利益は2015年に認識された。公社の税引後株主資本利益率は、2015年の20.8%に対し、6.3%であった。

公社の当期利益および株主への2015年度配当金の支払いを考慮すると、公社の資本は、2016年に250百万クローネ増加した。

##### 年次会計報告

取締役会は、ノルウェー会計法第3条3a項に基づき、継続企業として存続する公社の能力は引き続き変わらないこと、および(2016年度の)財務書類は、継続企業の公準に基づき作成されていることを確認している。2016年12月31日に終了した年度の財務書類およびこれに対する注記は、年度末現在の公社の財務状態を適切に記載していると取締役会は考えている。年次会計報告は、国際財務報告基準(IFRS)に従って作成された。

2016年の当期利益は、2015年の1,870百万クローネに対し、689百万クローネであった。2016年の純利息収益は、2015年の1,642百万クローネに対して、合計2,087百万クローネであった。公社の貸付ポートフォリオによる利鞘は、市場における価格の上昇に従って2016年に増加し、特に当年初めに増加した。

公社の税引前利益は、2016年に974百万クローネの金融商品に係る未実現純損失により減少した一方で、2015年には1,116百万クローネの金融商品に係る未実現純利益により増加していた。未実現損失は、公正価値で測定される固定利付貸付金における損失から一部生じている。その他の市場パラメータも、公社の金融デリバティブの価値に影響を及ぼし、未実現損失をもたらすような方法で変化した。公社の金融商品は通常、満期保有目的であり、公社の利益に対する未実現損益の影響は、市場における変動が逆転した際または金融商品が満期を迎えた際に逆転する。

(公社の発行債券買戻しおよび流動性資産ポートフォリオにおける債券売却等の市場取引による)純トレーディング収益は、2015年の6百万クローネに対して、2016年は合計15百万クローネとなった。

2016年の営業費用合計は、2015年の151百万クローネに対し、177百万クローネとなった。かかる増加の約半分は、新財務システムに関する減価償却費の増加に起因し、残りは、管理および統制機能における従業員数の増加に伴う給与費用の増加に起因していた。かかる従業員数の増加は、様々な規制要件、システム上重要な金融機関としての公社の現状、ならびに内部統制および報告活動に関する要件の強化の必然的な結果であった。2016年の営業費用合計は、資産合計の0.04%であった。

公社の2016年12月31日現在の資産合計は、2015年12月31日現在では449.4十億クローネであったのに対して、418.3十億クローネであった。かかる減少は、2016年における流動性資産ポートフォリオの規模の縮小、ならびに2016年初めからその他の通貨に対してノルウェー・クローネ高になったことによるノルウェー・クローネ建ての公社の資産および負債の価値の減少の組合せに起因する。

2016年12月31日現在、公社の総資本は13,989百万クローネであり、そのうち10,996百万クローネが普通株式等Tier1資本合計であった。公社のTier1資本は、株式資本、剰余金およびその他Tier1資本で構成されている。2016年12月31日現在、普通株式等Tier1自己資本比率は16.86%であり、自己資本比率(Tier1資本)は18.39%、自己資本比率(合計)は21.45%であった。

## 主要財務数値

(単位：百万クローネ)	2016年	2015年
<b>業績</b>		
純利息収益	2,087	1,642
コア利益 <sup>1)</sup>	1,400	1,043
税引前利益	919	2,583
当期利益	689	1,870
税引後株主資本利益率 <sup>2)</sup>	6.27%	20.84%
税引後株主資本利益率(コア利益) <sup>2)</sup>	12.74%	11.70%
税引後総資産利益率 <sup>2)</sup>	0.16%	0.42%
税引後総資産利益率(コア利益) <sup>2)</sup>	0.33%	0.23%
<b>貸付金</b>		
新規貸付金	48,117	46,757
貸付残高 <sup>3)</sup>	266,558	254,421
<b>流動性資産ポートフォリオ<sup>3)</sup></b>	<b>116,413</b>	<b>146,611</b>
<b>借入金</b>		
新規長期借入金	82,752	68,644
発行債券買戻し	1,159	2,979
償還	93,926	110,604
借入金合計 <sup>3)</sup>	376,785	400,894
<b>資産合計</b>	<b>418,327</b>	<b>449,361</b>
<b>資本</b>		
自己資本比率(合計)	12.45%	12.202
自己資本比率(Tier1 資本)	21.45%	18.81%
普通株式等 Tier1 自己資本比率	18.39%	16.53%
	16.86%	15.09%
<b>流動性カバレッジ比率(LCR)<sup>4)</sup></b>		
合計	1,116%	1,418%
ノルウェー・クローネ	1,848%	3,855%
ユーロ	558%	530% <sup>5)</sup>
米ドル	471%	54%
豪ドル	無限大	無限大
日本円	852%	525%

- 1) 税引後の金融商品に係る未実現利益／(損失)の控除により調整した税引後の当期利益(689 百万クローネ +  $(0.75 \times 974$  百万クローネ) - 19 百万クローネ)。かかる業績数値は、公社の基礎的な事業に関する情報を提供する目的で掲載されている。
- 2) 平均株主資本・平均総資産に対する割合として示される株主資本利益率・総資産利益率の年率。
- 3) 元本金額。
- 4) LCR は、法定余剰流動性資産の測定に用いられる。LCR は、今後 30 日間のストレス期間における純額決済に対する流動性資産の割合として定義される。
- 5) 当時、ユーロは主要な通貨(通貨建負債合計額が公社の負債合計の 5.0%以上を占める通貨)ではなかった。

## 貸付業務

公社は、2016 年に 610 件の新規貸付を行い、その総額は 48.1 十億クローネであった。2016 年度末現在の地方自治体への貸付合計は、266.6 十億クローネであった。公社の貸付ポートフォリオは、4.8%増加し、12.1 十億クローネ増加した。かかる地方自治体向けの公社の市場シェアは、2015 年と変わらず、約 45%であった。

公社は、2016 年の貸付活動を、2016 年 7 月 1 日および 2016 年 12 月 31 日より施行された、強化された自己資本比率要件に適応させた。公社の 2016 年を通じた高い収益により、2014 年および 2015 年よりも貸付残高を増加させると同時に、強化された自己資本比率要件を満たすこともできた。

2016 年度末現在、17 のノルウェーの県当局およびロングイヤービーエンの地方自治体を含む国内の 428 市町村のうち 99%が公社の融資を受けていた。さらに、様々な地方自治体関連企業が、公社からの融資を受けている。有限責任企業への貸付は、県または市町村の保証が必要となる。公社は、すべての地方自治体に対し、その規模にかかわらず、同じ金利条件の融資を適用することで、すべての市町村および県の当局が競争力のある条件での資金調達への平等なアクセスを有することを保証している。

2016 年度末現在、地方自治体の保証を受けた地方自治体および地方自治体関連企業に対する貸付残高の 55.3 十億クローネのうち、地方自治体の保証を受けた有料道路企業に対する貸付は 25.4 十億クローネを占めていた。

地方自治体の投資に対するニーズは、新しい施設およびサービスへの投資、ならびに特に小学校とその後の教育および水道・廃水および公衆衛生(以下「WWS」という。)分野に関する多数の改修工事の必要性によるものであった。WWS 分野に関する分析では、引き続き多数の未着手のメンテナンス案件が存在していると示している。ノルウェーの地方自治体は、介護用住宅および介護施設への投資の増加によって起こる人口構造の変化に直面している。この分野において、ノルウェー国家住宅銀行によって行われる国家的な資本の供与は地方自治体にとって重要である。大きな町および市の周辺地域ならびにその他の都市部における人口増加は、さらなる投資へのニーズを創出する付加的要因である。ノルウェー統計局の信用指標 C2 からの数値(特に地方自治体の国内総債務の概算的測定値)によると、2016 年の地方自治体の借入金は、2015 年に比べ 5%増加し、2015 年の増加率に比べ 2.7% ポイント低下した。

2016 年において、公社は、2040 年までの期間における地方自治体の投資ニーズを予測する業務をメノン・エコノミクスに委託した。かかる予測は、投資の水準および資金調達に関するニーズは、今後高まると予測している。ここ数年で、多くの地方自治体が、投資および借り入れを行うことができる金額に制限を設ける金融目標数値または予算規則を作成した。

2016 年 4 月において、公社は、「KBN Finans」と呼ばれる顧客向けの新しいデジタル・プラットフォームの提供を開始した。このツールは、公社の顧客が、公社からの貸付のポートフォリオを把握し、自身が受けている他の貸付も入力できる。KBN Finans は、利用者に自身の借り入れに対する良好な概観をもたらし、分析を手助けする一方で、報告目的としても使用される。2017 年における公社の目的のうちの一分野は、顧客向けデジタル・オファリングのさらなる発展である。

過年度同様、2016 年においても、公社の貸付金に損失は生じなかった。債務不履行や支払問題を抱える顧客はおらず、そのため、2017 年に貸倒損失が生じる見込みはない。

公社は、2016 年に詳細な顧客調査を行い、高い回答率を得た。これは、顧客が公社に対して全体的に非常に満足していることを示していた。

## 貸付市場

地方自治体の貸付市場は、公社が提供する長期分割返済付貸付金と地方自治体の資本市場における直接借入れに特徴付けられる。地方自治体の債券および短期証書貸付に対する需要は、2016 年に変動し、ノルウェー中央証券預託機関(VPS)が示す数値は、資本市場における借入の割合が安定したことを示唆している。2016 年において、短期の借入れは、2012 年以来最低の割合での成長であった。地方自治体が短期の融資を利用すれば利用するほど、資本市場における需要と供給の間の不均衡に陥りやすくなる。

2017年1月1日付で効力を有する地方自治体の財政および負債管理に関するノルウェーの規制に対して、変更が加えられ、利付債務の満期日に関する情報要件が増加する。地方自治体における債務残高の約20%は、2017年に満期を迎える予定となっている。公社の目的は、地方自治体の借入パターンが財政的に持続可能であることを確実にするために、強固だが簡便な資金調達手段の利用および責任ある債務の管理に貢献することである。公社は、他の貸付機関がほとんど提供しないような、長期的な資金調達手段の提供に着目している。しかしながら、公社が提供する商品は、市場指向型で、顧客の需要および要求に適応している。公社の満期が12ヶ月未満の貸付のポートフォリオは、貸付全体の小さな部分であり、継続的な流動性および資本管理活動の一部を成している。かかるポートフォリオは、2016年度末現在において、2015年度末現在の6.26%と比べて公社の貸付全体の4.7%を占めている。

#### グリーン融資およびグリーン資金調達

公社は、ノルウェーの地方自治体がそれぞれの気候目標を達成できるよう支援に取り組んでいる。公社は、2010年以来、環境配慮型事業への投資に融資する目的で特に個別の貸付商品を提供している。公社の全グリーン融資プログラムは、2016年に新たな枠組にて再開された。公社のグリーン金利商品の金利は、通常の利付商品の金利よりも0.1%ポイント低い。

公社のグリーン融資商品は、地方自治体における野心的な気候および環境プロジェクトを推進する手段となることが意図されている。低金利は、市町村および県の当局にとって環境および気候に関する高い志を持つ事業に投資することへのインセンティブを生むために用いられる様々な政府の政策に対する補完となり得る。2016年度末現在、公社のグリーン貸付ポートフォリオは合計13.5十億クローネであった<sup>(1)</sup>。

公社のグリーン融資のための枠組は、オスロ国際気候・環境研究センター(CICERO)によって「dark green」の等級が付けられている。これは最上級の等級であり、かかる枠組を通して融資された事業が、2050年までにノルウェーが低炭素社会となる構想を達成するまでのソリューションの一部であることを意味する。2016年においてグリーン金利商品を利用して融資された事業の例には、アスケル市におけるノルウェーで初めてのエナジープラス幼稚園、北ヤーレンおよびローメリケにおける革新的な水道および廃水ソリューションならびにフログン市におけるノルウェーで初めてのマス・ティンバーによって建設された介護施設が含まれる。

気候への恩恵があり、社会的責任のある投資および事業に対する世界的需要が高まっている。その一方で、投資家は、グリーンボンドにより可能となった投資事業の気候への影響に関する透明性および包括的な報告をますます要求するようになっている。公社は、2016年に自身の報告をさらに向上させるための措置を講じ、2017年には初めての環境影響報告書を公表する。この報告書は、自身のグリーン融資により促進される二酸化炭素排出量の削減を含む、気候および環境への影響を示す。公社は、グリーンボンドを発行することによってグリーン融資を行うための資金を調達している。公社は、グリーン資金調達のリーダーとなることに尽力している。これは、公社がグリーン事業に投資したいと考える投資家の資金をグリーン融資に貸付する明確な役割を果たす。公社の目的は、グリーンボンドの枠組および市場の双方のさらなる国際的な発展に直接関与することである。

#### 資金調達

公社のAAA/Aaaの信用格付は、公社が好条件での資金調達への安定的アクセスを有することを確実にしており、これは地方自治体に恩恵をもたらす。公社は、地方自治体の借入要件を統合し、それぞれの地方自治体が自身に付与されるであろうより高い信用格付を付与されている。公社は、自分が幅広い投資家層、低い借入費用および低い借換リスクを有していることを確かなものとする多様な資金調達戦略を追求している。2016年における新規長期借入金は82.8十億クローネとなり、2015年と比較して14.1十億クローネ増加した。公社の資金調達先へのアクセスは上手く分散されており、日本、他のアジア市場、欧州および米国は、公社の最も重要な市場である。公社は、2016年において、それぞれが年限5年の合計2.0十億米ドルの2件の米ドル建ベンチ

マーク債および年限 10 年の 1.0 十億ユーロのユーロ建ベンチマーク債を含む、12 の通貨による債券を発行した。投資家からの高い関心があり、すべての公社のベンチマーク債は、その入札が著しく募集額を超えた。

公社は、ノルウェー最大のグリーンボンドの発行体である。公社は、2016 年 10 月に 500 百万米ドル建 4 年債の起債にて 3 件目となるグリーンボンドの起債を実行した。気候への恩恵があり、社会的責任のある投資および事業に対する世界的需要が高まっており、公社のグリーンボンドは、その入札が著しく募集額を超えた。

公社の 2016 年の借入金合計は、400.9 十億クローネから減少して、376.8 十億クローネとなった。

### 流動性管理

公社の方針は、今後 12 ヶ月分の純資金需要額に匹敵する現金および現金同等物を常に維持することである。これは、いかなる状況においても、公社は、新たな資金を調達することなく、今後 12 ヶ月の負債を返済できることを意味する。

公社の流動性資産ポートフォリオは、主として外貨で保有されている。2016 年 12 月 31 日現在における流動性資産ポートフォリオの価値は、ポートフォリオの価値が非常に高かった 2015 年度末現在の 146.6 十億クローネから減少して 116.4 十億クローネであった。

流動性資産ポートフォリオは、自身の義務を履行するのに十分な余剰流動性資産を常に確保するという公社の目標を反映して管理されている。余剰流動性資産は、信用リスクおよび市場リスク双方に関して、低リスクの投資戦略に従って管理されている。公社の余剰流動性資産は、高い信用格付の政府、地方自治体、多国間開発銀行および金融機関によって発行された固定利付証券ならびにカバードボンドへ投資されている。公社は、2016 年度末現在において 1,116% の LCR を有している。

### コーポレートガバナンス

公社は、自身の企業型、公的保有の構造および金融規制要件に関連する分野につき、ノルウェーのコーポレートガバナンス実務指針に適合している。公社は、ノルウェー国家により 100% 保有される有限責任会社として設立された。公的保有に関する政策についての白書<sup>(2)</sup>において、政府は、公社を「カテゴリー3」の事業体として分類した。これは、公社が、政府による公的保有の目的を明確なものとする商業的な目的およびその他の明確な目的を有する事業体であることを意味している。ノルウェーの 2017 年度国家予算において、政府による公社の公的保有の目的は次のように定義されている。

「政府による公社の公的保有の目的は、地方自治体への融資を円滑にすることであり、公社は、中央政府に対して満足のいく払込資本金利益率を提供する必要がある。」

株主として、中央政府は公社の資本構成、配当金の支払額および公社の株主資本利益率目標を決定する。

目標利益率は、3 年間分が国家予算に規定されており、2016 年から 2018 年の期間の利益率は、8% に定められている。

公社の目的には、地方自治体への融資のために利用される市場が高い効率性を有していることを確実にし、市場の欠落による影響を補填すること、および市場の混乱により資本市場において利用可能な資金量が減少した場合であっても、地方自治体が融資を受けられるようにすることを確実なものとすることが、公社の重要な機能に含まれている旨が述べられている。公社は、地方自治体の福祉投資のために、借入れまたは地方自治体の規模にかかわらず、同じ金利条件で長期的かつ費用効率の高い融資を提供しており、これは公社の公共部門政策を示している。

公社の運営組織は、ノルウェー公開有限責任会社法および金融企業法の規定ならびに公社定款に従って組織されている。取締役会および監督委員会は、定時株主総会によって任命される。新たな金融企業法に関連して、2016 年に公社の運営組織に対して変更がなされた。公社が監督委員会および監査委員会を有することは、法的要件ではなくなった。定時株主総会は、監査委員会を廃止することを決議した。監督委員会は、公社定款によ

って必要とされる運営組織として保持されており、とりわけ公社にとって重要な議題についての報告書を作成し、コーポレートガバナンスに特に集中することとなる。

取締役会は、CEO の任命、CEO への権限の付与の承認、借り入れの決定および委任された借入権限の承認ならびに内部監査人の任命を含む、公社の活動の管理に対し責任を負うものとする。取締役会は、取締役会が検討する議題を準備する 3 つの委員会(会計監査委員会、リスク管理委員会および報酬委員会)を設立し、取締役の中からそれらの委員会の委員を選出する。

CEO は、取締役会が付与し、監督委員会が承認した権限に従い、日々の公社の運営を行うことに対して責任がある。リスク管理およびコンプライアンス部門は、公社におけるリスク管理およびコンプライアンス全般に対し責任を負う。最高リスク管理およびコンプライアンス責任者は、CEO に報告を行うが、ノルウェーの CRD(資本要求指令)Ⅵ 規則第 29 条に従い、取締役会に対し直接報告を行うことができる。コンプライアンス部部長は、CEO に直接報告を行い、重大なコンプライアンス違反に関しては取締役会に直接報告を行う。

### **上級管理職の報酬に関する取締役会からの報告**

取締役会は、毎年、翌年度における上級管理職の報酬についてのガイドラインを承認している。取締役会は、毎年、定時株主総会へ上級管理職の報酬についての報告書を提出する。

### **リスク管理および内部統制**

リスク管理の目的は、公社が責任を持って自身の資産および負債を管理することを確実にすることである。取締役会は、公社のリスク選好およびリスク許容度の枠組を確立し、かかる枠組の範囲内で、公社の運営に関する方針および制限を含む財政方針およびリスク制限を設定する。かかる方針は、毎年審査される。取締役会はまた、年に 1 度、内部統制に係る方針を提出し、経営陣による内部統制の評価を検討する。

取締役会は、定期的に公社の活動、財政状態および収益状況に関する報告を受けている。取締役会は、リスクおよび有害事象に対する経営陣の評価を検討しており、これは、公社の定期的な活動報告プロセスにとって不可欠な部分を形成している。

会計監査委員会の役割は、取締役会が財務報告を監視し、内部統制および監査のためのシステムを監督することを、これらの分野に関連する議題を準備し、かかる議題について取締役会に助言を行うことにより手助けすることである。

リスク管理委員会の役割は、取締役会による公社の全般的なリスク水準の監督および管理を、当該分野に関連する議題を準備し、かかる議題に基づき取締役会に助言を行うことにより手助けすることである。

取締役会の報酬委員会の役割は、取締役会が公社の報酬制度の取決めを評価することを、これらの分野に関連する議題を準備し、かかる議題について取締役会に助言を行うことにより手助けすることである。

リスク管理および内部統制は、3 つの防衛線を備えている。公社の運営が第 1 の防衛線であり、公社の活動が、承認された制限内で遂行されているかの監視および統制に対し責任を負っている。リスク管理およびコンプライアンス機能が第 2 の防衛線であり、助言による支援を行い、適切な方法を促すことで第 1 の防衛線を下支えしている。ただし、いずれもが、承認されたリスク制限をもってコンプライアンスを監視し、公社における内部統制が十分に機能しているかを監視する独立した統制機能である。内部監査人が第 3 の防衛線である。取締役会は、公社の活動の監視に、内部監査人を独立した監督および管理機能として使用する。

### **信用リスク**

貸付ポートフォリオにおける信用リスクは、支払義務が解消されないため、遅延される支払いに限定される。地方自治体法第 55 条は、市町村および県の当局が自らの破綻を宣言することができないことを規定している。また、地方自治体法は、支払いを遅延せざるを得なくなった場合に遵守しなければならない手続に関する規定を含んでいる。これらの規定は、地方自治体が支払義務を履行することができない場合、中央政府

がノルウェー自治改革省を通じてかかる地方自治体の管理を引き受ける旨を規定している。これにより、実際面で貸付機関は債務および経過利息に関連する一切の損失に対しても保護される。

#### 流動性リスク

取締役会は、今後 12 ヶ月間において発生するすべての負債を、新規の借入れを行うことなく返済することを含み、公社の継続的な負債をいつでも補填できる十分な流動性資産を確保するために、流動性管理に関し非常に限定的なリスク選好を有している。流動性資産ポートフォリオは、とりわけ流動性、格付、分散化、カウンターパートリーおよび債券の種類に関する要件に服している。さらに、流動性管理は、公社が当局によって設定された自己比率要件および流動性要件を遵守するように設計されている。

#### 金利リスクおよび為替リスク

金利リスクおよび為替リスクは、常に公社の資産と負債から発生するリスクエクスポージャーの均衡が取れるよう確保することにより管理されている。ヘッジ取引は、金利リスクおよび為替リスクを回避するために行われる。公社は、金利リスクまたは為替リスクを最小化するヘッジ取引を行う場合には、デリバティブ取引におけるカウンターパートリーに関する信用リスクを想定する。公社は、かかるカウンターパートリーに関しては低い信用リスクのみを受け入れる意向である。かかる信用リスクは、担保金とデリバティブの市場価値を交換することによって、さらに減少する。

#### カウンターパートリック

公社のカウンターパートリーエクスポージャーは継続的に監視されている。取締役会は、自身が受け取る活動報告書によって、および必要な場合にはより頻繁に、リスク水準に関する報告を受けている。

#### オペレーションナルリスク

オペレーションナルリスクは、運営機能および管理機能の間で任務の適切な区別が行われていること、業務プロセスおよび管理が記録されていること、そして重要な機能においては、高いレベルの専門性を持つ十分な数の従業員がいることを確保することを含む、公社における良好な内部統制を確保する手助けをするプロセスおよび統制を通じて管理されている。年次リスクレビューは、損失を防ぐ充分なリスク削減措置が実施されることを確保するためのすべての重要な機能について行われる。取締役会は、活動およびリスク報告書ならびに内部統制の年次評価によりオペレーションナルリスクおよび有害事象に関する報告を受けている。

#### コーポレートコミュニケーションおよび広報活動

取締役会は、公社の主要な利害関係者との定期的な質の高い連絡が、自身のモデルおよび自身がその事業を行う枠組が十分に理解されていることを確実にするための重要な手段であると考えている。政府が公社に期待することは、白書第 27 号(2013 年-2014 年)「多様かつ価値を創造する公的保有」に示されている。

公社は、自身の目的達成能力を妨げる潜在的な問題、または自身の顧客の利益にとって課題となる問題を特定する手助けをすることを目標としている。公社は、2016 年における自身の外部とのコミュニケーションにおいて、地方自治体による借入れに対する慎重なアプローチ、自身のグリーン融資商品および KBN Finans の立上げの重要性を特に強調した。

公社は、主要な利害関係者との間の自身の評判を測定するために、2016 年において様々な活動を実施した。

良い評判は、公社が効率的に機能することができること、および優れた従業員を採用することができることを確実にするために重要である。公社は、地方自治体部門における様々な組織と密接に連携しており、地方自治体の重要な財政問題に関する議論に積極的である。公社は、2016 年に多くの専門家の会議およびセミナーを手配し、そのうちいくつかは単独で行ったものであり、いくつかは地方自治体部門で働くその他関係者と共同して行ったものである。

公社は、2016年4月に年次会合を開催し、そのテーマは、「ノルウェー式の都会化－持続可能な都市および市街地」であった。

「グリーンシフト」における公社の役割もまた、2016年8月に公社が主催したアレンダールス・ウィーク会議でのパネルディスカッションにおけるテーマであった。公社が手掛けたイベントの主な対象となる聴衆は、公社の貸付商品の顧客に加えて、地方および国の政治家、顧問ならびに政府当局であった。

公社は、地方自治体部門にとっての主要な金融機関としての地位を強調することを視野に入れた、様々なマーケティング戦略を実行している。公社のデジタルメディアにおける知名度の向上は、2016年においても再び優先される分野となった。この目的は、公社が、対象となる聴衆との連絡の度合いを高め、公社が社会において果たす役割に対する理解を深め、また、公社のウェブサイトへのアクセスを増やすことである。

### 倫理的責任および企業の社会的責任

2016年において、公社は、企業の社会的責任に関する自身の取組みをさらに発展させた。公社は、自身の利害関係者との間で広範な対話をを行い、優先事項を見直し、企業の社会的責任に関する個別のガイドラインを作成した。公社は、グローバル・リポーティング・イニシアチブの報告基準に従って、2016年の企業の社会的責任に関する報告書を作成する。公社の企業の社会的責任に関する取組みは、自身の戦略的取組みおよび活動計画を立てる際のプロセスに盛り込まれている。このアプローチは、企業の社会的責任が公社の経常的活動の不可欠な部分となることを確実にしている。

公社は、企業の社会的責任に関する自身の取組みのために、2017年において以下の分野を優先することを決定した。

題目1：倫理的責任、マネーロンダリング、腐敗、脱税および金融サプライチェーン

題目2：グリーンボンドおよびグリーン融資

題目3：多様性および平等性

題目4：責任ある貸付業務

題目5：知識の共有および利害関係者との対話

### 組織および従業員

公社は、自身の目標を達成するために、広範な専門分野にわたって優れた従業員を採用し、育成する必要がある。

公社は、2016年度末現在において72名の従業員を抱えており、これはフルタイム人員に換算すると70.3名であった。61名の従業員が正社員であった。臨時従業員は、育児休暇中の従業員の代わりや様々なプロジェクトに関連して任命された臨時のスタッフである。

運営機能と管理機能の間の分離をより明確にするために公社の組織構造に変更が加えられ、これは2016年下半期の始めから効力を有している。公社のリスク管理機能およびコンプライアンス機能はまとまり、現在はリスク管理およびコンプライアンスの部門を形成している。融資管理機能および決済機能は他の運営サポート機能とまとまり、スタッフおよび運営の部門となった。

公社のデジタル化への焦点は、顧客および堅固かつ効率的な業務プロセスに集中している。我々は、2016年においてデジタル顧客プラットフォームを立ち上げることにより、顧客へのサービスを向上させた。公社の財務システムは、さらなる自動化および内部の業務プロセスの向上のために、その稼動の1年目を通して適応された。この自動化への取組みは、今後加速される。

### 多様性および平等性

公社は、組織全体の多様性および平等性に体系的および的を絞った方法で取り組むよう努力しており、活動計画において具体的な措置のある目標に対して追跡調査を行っている。多様性および平等性を促進するための

取組みは、公社の新しい従業員の採用、マネージャーおよび従業員の能力開発ならびにそれらの後継者育成において欠かせない部分である。公社の目標は、すべてのレベルおよびすべてのユニットにおいて好ましい性別バランスを取ることであり、全体の性別バランスの目標は 40%である。

公社は、自身の経営陣および組織ユニットの構成への採用または変更を行う際に性別バランスを特に重要視し、いかなる決定がなされる前に、最も適任である女性または男性が特定されることを要求する。候補者の専門的および個人的資格を評価する際には、性別、障害、年齢、文化的背景または地理的背景は考慮されない。

すべての従業員は平等に扱われ、個人的および専門的な能力開発ならびに昇進に関して同等の機会が与えられる。ノルウェー語を話さない従業員にはノルウェー語の研修が行われ、多様性および平等性に関する取組みは、経営向上の一部となっている。自宅での介護や育児の責任を有する従業員に対しては、その配置を容易にするため、フレックスタイム制が提供されている。

管理職やその他の重要な役割の後継者育成のための目標は、脆弱性を減らし、能力開発を行うために候補者を発掘し育成することである。

2016 年度末現在において、取締役会における女性の割合は 56%であった一方で、CEO 率いる経営陣およびすべての従業員(正社員および臨時の社員)の同割合は、それぞれ 50%および 44%であった。公社の従業員の男性の平均年齢は 40 歳、女性の平均年齢は 43 歳であり、30 歳未満の従業員数と 50 歳を超える従業員数はほぼ同等であった。従業員の 10%がノルウェーの市民権を有しない者である。

#### 健康、安全性および職場環境

職場環境委員会の目標は、良好な職場環境を構築し、福利と協調に特徴付けられる企業文化を築くことにより、良好な健康状態を促進することに積極的に貢献することである。当該委員会は、定期的に会議を開催し、健康、安全性および環境の問題に関連する仕事場の評価、室内気候の測定およびリスク評価を実行している。2016 年にすべての従業員を対象に実施された倫理プログラムは、差別およびハラスメントに対する公社のゼロ・トレランス・アプローチに着目した。一つの大規模な従業員調査および一つの小規模な従業員調査が実施された。

運動施設や健康診断などを含む定期的な健康促進および社会活動が、公社の多様な活動グループと協力してすべての従業員に提供された。

勤務時間中の、または通勤もしくは出張に関連する事故または深刻な怪我が起きたという記録はない。ノルウェー労働監督局に対し、事故または怪我の報告はされていない。

罹病率は、2015 年が 4.4%であったのに対し、2016 年は 1.41%であった。男性の罹病率は 1.64%、女性の罹病率は 1.12%であった。公社の目標は、罹病率を 2.5%未満に抑えることである。公社は、健康、安全性および職場環境、病欠の防止および経過観察ならびに休職や病気の後の従業員の早期の職場復帰を手助けすることに積極的に取り組んでいる。

#### 利益の分配

公社の取締役会は、2016 年度の当期利益の分配につき、配当金として 390 百万クローネを公社の株主に対して支払い、その他 Tier1 資本商品の利息として 19 百万クローネを支払い、280 百万クローネを剰余金に振り替えることを提案している。

- (1) 2016 年度末までに、公社は、初めてのグリーンボンド枠組の下で、2010 年から 2016 年の間に貸付残高が合計 13.5 十億クローネとなるグリーン融資を提供した。2016 年において、我々はグリーンボンド市場の期待を反映するよう、かかる枠組を改訂した。かかる改訂を受けて、以前グリーン融資が提供されていたいくつかの事業は、我々の現行の適格基準を満たしていない。これらの事業は、割引利率を維持するが、我々の環境影響報告書に紹介するグリーン事業のポートフォリオには含まれていない。新しいグリーンボンド枠組の下での貸付残高は 10.5 十億クローネである。
- (2) 多様かつ価値を創造する公的保有(白書第 27 号 2013 年-2014 年)

(5) 経理の状況

2016年度財務書類

※本書中の数字は四捨五入されているものがあり、この場合は、それらの数字を合計した場合の数値と合計の数値は必ずしも一致しない。

**損益計算書**

(単位：百万クローネ)	2016年12月31日 に終了した1年	2015年12月31日 に終了した1年
利息収益	5,617	5,496
利息費用	3,530	3,854
<b>純利息収益</b>	<b>2,087</b>	<b>1,642</b>
サービス料および手数料	32	30
金融商品に係る未実現純利益／(損失)	(974)	1,116
純トレーディング収益	15	6
<b>その他営業収益合計</b>	<b>(991)</b>	<b>1,092</b>
給与および一般管理費	125	115
固定資産の減価償却	20	5
その他の費用	32	30
<b>営業費用合計</b>	<b>177</b>	<b>151</b>
 <b>税引前利益</b>	<b>919</b>	<b>2,583</b>
利益に係る税金	230	713
<b>当期利益</b>	<b>689</b>	<b>1,870</b>
株主割当額	670	1,859
その他 Tier1 資本所有者割当額	19	11

**包括利益計算書**

(単位：百万クローネ)	2016年12月31日 に終了した1年	2015年12月31日 に終了した1年
当期利益	689	1,870
<b>その他の包括利益</b>		
損益計算書に再分類されることのない項目		
確定給付制度に係る保険数理による利益／(損失)	(1)	16
このうち税金	0	4
<b>その他の包括利益合計</b>	<b>(1)</b>	<b>12</b>
<b>当期包括利益合計</b>	<b>688</b>	<b>1,882</b>

貸借対照表

(単位：百万クローネ)	2016年12月31日現在	2015年12月31日現在
<b>資産</b>		
金融機関向債権	16, 182	19, 428
分割返済付貸付金	267, 521	256, 815
ノート、債券およびその他利付証券	118, 550	149, 944
金融デリバティブ	15, 921	22, 831
繰延税金資産	0	201
その他の資産	153	142
<b>資産合計</b>	<b>418, 327</b>	<b>449, 361</b>
<b>負債および資本</b>		
金融機関からの負債	7, 584	7, 167
債券発行	369, 933	390, 107
金融デリバティブ	26, 275	37, 207
その他の負債	45	36
当期税金負債	0	829
繰延税金負債	12	0
年金債務	52	49
劣後債務	1, 974	1, 764
<b>負債合計</b>	<b>405, 875</b>	<b>437, 159</b>
株式資本	3, 145	3, 145
その他 Tier1 資本	994	994
剰余金	8, 314	8, 063
<b>資本合計</b>	<b>12, 452</b>	<b>12, 202</b>
<b>負債および資本合計</b>	<b>418, 327</b>	<b>449, 361</b>

**資本変動表**

(単位：百万クローネ)

2016年

	<b>株式資本</b>	<b>その他Tier1資本</b>	<b>剰余金</b>	<b>資本合計</b>
資本(2016年1月1日現在)	3,145	994	8,063	12,202
当期利益	0	0	689	689
その他の包括利益合計	0	0	(1)	(1)
Tier1 資本への支払利息	0	0	(20)	(20)
その他 Tier1 資本の発行額	0	0	0	0
株式の発行額	0	0	0	0
配当金(2015年)	0	0	(417)	(417)
<b>資本(2016年12月31日現在)</b>	<b>3,145</b>	<b>994</b>	<b>8,314</b>	<b>12,452</b>

2015年

	<b>株式資本</b>	<b>その他Tier1資本</b>	<b>剰余金</b>	<b>資本合計</b>
資本(2015年1月1日現在)	2,145	0	6,191	8,336
当期利益	0	0	1,870	1,870
その他の包括利益合計	0	0	12	12
Tier1 資本への支払利息	0	0	(10)	(10)
その他 Tier1 資本の発行額	0	994	0	994
株式の発行額	1,000	0	0	1,000
配当金(2014年)	0	0	0	0
<b>資本(2015年12月31日現在)</b>	<b>3,145</b>	<b>994</b>	<b>8,063</b>	<b>12,202</b>

キャッシュ・フロー表

(単位：百万クローネ)	2016年12月31日 に終了した1年	2015年12月31日 に終了した1年
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
受取利息	5,433	5,616
支払利息	(3,752)	(3,175)
サービス料および手数料支払額	(32)	(30)
発行債券買戻しによる収入	15	6
従業員およびサプライヤーに対する現金支払額	(157)	(146)
利益に係る税金支払額	(838)	(404)
顧客向貸付金の支払(純額)	(12,137)	(7,298)
金融機関向債権(増加)／減少額(純額)	3,212	(20,789)
ノート、債券およびその他利付証券(増加)／減少額(純額)	25,204	19,049
その他資産(増加)／減少額(純額)	(12)	(123)
その他の負債増加／(減少)額(純額)	11	(7)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー(純額)</b>	<b>16,947</b>	<b>(7,302)</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
固定資産の(購入)／売却(純額)	(20)	69
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー(純額)</b>	<b>(20)</b>	<b>69</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
コマーシャル・ペーパー発行による収入	0	3,758
コマーシャル・ペーパーの返済	0	(3,855)
債券発行による収入	82,752	68,644
債券の返済	(96,675)	(116,443)
その他 Tier1 資本発行による収入	0	994
Tier1 資本への支払利息	(26)	(14)
劣後債発行による収入	1,991	0
劣後債の返済	(1,758)	0
配当金支払額	(417)	0
株式発行による収入	0	1,000
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー(純額)</b>	<b>(14,134)</b>	<b>(45,917)</b>
<b>キャッシュ・フロー(純額)</b>	<b>2,793</b>	<b>(53,149)</b>
外国為替差額による影響	(2,751)	53,163
<b>外国為替差額控除後のキャッシュ・フロー(純額)</b>	<b>42</b>	<b>13</b>
1月1日現在の現金および現金同等物	34	21
現金および現金同等物の変動額(純額)	42	13
<b>12月31日現在の現金および現金同等物</b>	<b>76</b>	<b>34</b>
このうち		
合意された満期のない金融機関向債権	76	34
合意された満期のない金融機関からの負債	0	0